

第四十八回 参議院商工委員会會議録第十七号

昭和四十年五月十一日(木曜日) 午前十一時四十二分開会

委員の異動

五月七日

齋藤 昇君

補欠選任 山本 杉君

五月八日

齋藤 昇君

補欠選任 増原 恵吉君 齋藤 昇君

五月十一日

増原 恵吉君

補欠選任 岸田 幸雄君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

豊田 雅孝君

上原 正吉君

大谷藤之助君

中田 吉雄君

向井 長年君

植垣弥一郎君

岸田 幸雄君

齋藤 昇君

前田 久吉君

阿部 竹松君

大矢 正君

椿 繁夫君

國務大臣

通商産業大臣 櫻内 義雄君

國務大臣 高橋 衛君

政府委員

経済企画庁調整局長 高島 節男君

通商産業政務次官 村上 春藏君

通商産業大臣官 熊谷 典文君

房長 中野 正一君

中小企業庁長官 影山 衛司君

中小企業庁次長 小田橋貞壽君

事務局側 常任委員会専門員

小田橋貞壽君

本日の会議に付した案件

○海外経済協力基金法の一部を改正する法律案 (内閣提出)

○小規模企業共済法案 (内閣提出、衆議院送付)

○委員長(豊田雅孝君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

まず、委員長、理事打ち合わせの協議事項について御報告いたします。

本日は、海外経済協力基金法の一部を改正する法律案及び小規模企業共済法案の審査を行なうこととなりましたから、御了承願います。

○委員長(豊田雅孝君) 次に、委員の異動について御報告いたします。

五月八日、鳥島徳次郎君が辞任され、その補欠として増原恵吉君が選任され、本日、増原恵吉君が辞任され、その補欠として岸田幸雄君が選任されました。

○委員長(豊田雅孝君) 海外経済協力基金法の一部を改正する法律案を議題といたします。

先回に引き続き、質疑を行ないます。御質疑のある方は順次御発言願います。

○中田吉雄君 ただいま提案されました議題につ

きましては、わが党の大矢議員がほとんど重要な点について指摘されていますが、それを補充するような意味で、若干のお尋ねをしてみたいと思うわけであります。

今回の改正については、数点ありますが、まず小さい数字的なことから局長にお伺いしてみたいと思うわけであります。

この改正の第一点は、政府からの借入れ金または債券の発行、それから政府が基金の費用の一部を交付すること、その他監事の権限等になっていきますが、そこでお尋ねいたしますが、この第二十九条の二の借入れ金及び海外経済協力基金の債券の発行についていろいろありますが、資本金と積み立て金を限度としてお尋ねしますが、この資本金は百六十七億にことしプラス十億ですが、その点はいかがですか。

○政府委員(高島節男君) 現在の資本金は百六十九億円で、それで今回の一般会計の予算におきまして十億円の増資がございます、百七十九億となっているわけでございます。

○中田吉雄君 いただきました「参議院商工委員会提出資料」の二十七ページに積み立て金とあるのですが、積み立て金のこの正確な数字はどうなりますか。

○政府委員(高島節男君) 積み立て金がその二十七ページにございましては、三十八年度の積み立て金が、前年度三十七年の積み立て金と純利益合計を合算して八億二百万円になっております。前の積み立て金が三億、それに純利益が五億で大体八億になる。それで三十八年度の純利益が九億ほどございまして、大体十七億くらいのもので三十九年度のほうに入ってきたと思っております。三十九年度の利益がどのくらいあるかということでございますが、ちょっと正確な数字が決算的に出ておりませんが、大体四億から五億くらいのもので思われます。

○政府委員(高島節男君) 三十一億見当だと思っております。

○大矢正君 八億と四億ないし五億を足すと、十二、三億にしかならないじゃないか。

○政府委員(高島節男君) ここにございまして八億の積み立て金と、それから三十八年度中に出ております純利益が九億見当、その下の欄にございまして九億二百万、そうしますと大体十七億程度のもので三十九年度の初めに積み立てになっているわけですが、それを三十九年度中に純利益がどれだけあがりますか、それだけを加えてくることに相なりま

すから、八億と九億、それに四億ないし五億というところで二十一、二億になる、こういうあらましの見当でございます。

○中田吉雄君 ただいまの局長の御説明で大体のこととはわかったのですが、これはどうして貸借対照表には、三十九年度のはもう年度も過ぎましたのに出ていないのでしょうか。その点をはっきりしてもらいたい。あとの質問にいろいろ関連するわけですが、借入れ金並びに債券の発行限度は資本金と積み立て金、その合計を限度としているわけですが、その数字を正確につかみたいためにいま質問しているわけであります。その点は、きょうどうせ上がるということもないでしょうから、できるだけ協力したいと思っておりますが、この点ひとつ貸借対照表を説明していただいてもいいです。

○政府委員(高島節男君) 貸借対照表で決算が確定いたしますのは、年度決算でございますから、三月の末に締めまして、ほかの会社なども大体そうでございますが、五月末が決算というふうな形になってまいりますけれども、それだけの時間をかけて目下正確な数字を整備しているところ

でございます。ただ、三十九年度におけるこれだけの材料に、三十九年度においてだけ利益があつたかというところをつかみますると、大体の数字が出ると思ひます。それはいまあつたままの数字で、四億から五億と、こういう数字をつまみまして、ここにありまします積立金、三十八年度は初めに八億、それから九億ほど三十八年度中に純益があつた、それで十七億になつておられます。それに四億ないし五億を加えて二十一億から二十二億ぐらゐることになつておられることが、決算は確定いたしませんでもおおよそ言えると思ひます。それで前回は大体積み立て金は二十億程度を持つていたものとして御議論いただいたらどうかということ、あらまし二十億見当ということをおし上げた次第でございます。

○大矢正君 閣下。いま局長から三十九年度の決算というの五月の末日でなければ提出困難だといふお話がありますが、それは三月決算期の各会社というの、おおよそ五月の末に株主総会を開いて決算報告をする、こういうのが常識でありまします。私もその点はわからぬわけじゃないんです。しかし、その開かれる株主総会と普通称される企業の場合には、そのかなり以前から決算報告は送るわけですから、ですから普通の一般的な企業においては、もう決算は明らかになつておられるのです。新聞等を見ましても、最近の民間企業の決算状況というの、もう統計まですでに数字的に出ておられるじゃないですか。三月期決算はどうであつたというやつが、それがこの基金だけがいまだに具体的な内容を発表できないというの、私はあなた方が調べる気がないからということになるのじゃないかと思ひます。しかも、私どもがいま三十九年度の決算報告をせよと言つておられるのは、ほんとうにしろつともわかるような、たとえばここに二十六ページから二十七ページ、それから二十八、二十九、三十ページ程度までの、言うならば、さらさらとなげた大まかなものしか要求してないの、こまかい具体的な内容を出せ

ていっているわけじゃないですから、その程度のことをあなたがここで説明できないということはないと思ひます。もしそれが説明できないくらいならば、四十年度に何のために債券を発行しなければならぬのか、あるいは借り入れをしなければならぬのかという検討ができないわけですか。あしたとかあさつてとか言わないで、きょうこの場で明らかにしてもらなければ困ります。

○政府委員(高島節男君) 私大体四億ないし五億とつかまいておられると申し上げましたが、いま大矢委員のお話のように、決算をやつておられますが、数字はちよこちよこ変わつてくると思ひますが、しかし大きな変動ではございません。ここにございます見込の数字で、だいたい前のデータでございますが、このときは五億八千万ほどの数字が上つておりました。大体計数としてその前後で、そう大きな狂いはないんじゃないかということ、申し上げておりました。数字を何かの形で確定いたせとおっしゃられました場合には、大体五億台じゃないかということ、現在積み立て金のほうは、したがつて十七億に足しまして二十一億から二十二億というところが大きく狂わないものという認識を持つておられる次第でございます。

○大矢正君 閣下。先ほど悪いから長くは言わないが、単に積み立て金が幾らで、その本年度の利益が幾らかということをお聞きのじゃないか、ここにも資料が出ておられると、貸借対照表が出ておられるわけじゃないか、三十九年度の貸し付け総額は幾らで、それに対する出資金の増加というものはおそれないかと思ひます。国債を幾ら持つておられるか、全部で五分もあれば説明が終るのじゃないですか。ばくは積み立て金と利益金が幾らあるかということをお聞きのじゃないか、全体の貸借対照表、それから損益計算書を明らかにしたい。あなたがそこで読めば私のほうはちゃんと資料があるのだから横へ書いていくから。

○政府委員(高島節男君) 整理中の数字でございます。まず、いまの御質問の線に沿ひまして、未決定ではございますがバランスの内容を申し上げます。三十九年度末の見込みといたしまして、資産と負債と両方の一応のバランスを組んでございまして、単位億円で申し上げますと、貸し付け金九十億、出資金十五億、それから国債で持つておられるのが八十億、現金、預け金の形になつておられるのが十億、そのほか不動産、不動産が九千万程度でございます。百九十五億八千万、それが資産の部でございます。負債の部は、雑勘定で七億、二億、三千万、それから貸し倒れ等の準備金が三億三千万、資本金が先ほどからの七億、当年の純利益金が三十九年度五億九千万という数字を一応出しておられます。それで両方でやはり百九十五億というところでバランスしております。ただ、この数字は確定じゃございませぬので、一応の御審議の材料としていただきたいと思ひます。

○中田吉雄君 そうしますと、今度の改正の第二十九条の三ですね、「借入金等の限度額」というのがあるわけですね。それは資本金と積み立て金の合計額ですか。そうしますと合計幾らになりますか、結局……

○政府委員(高島節男君) 百六十九億と積み立て金が三十九年度初めでは十七億円で、百八十六億円見当になります。三十九年度の益金が五億九千万で、ちよこちよ九十二億になります。

○中田吉雄君 そうしますと、借り入れ金と債券の発行限度は百九十二億ですか。

○政府委員(高島節男君) 今年度の出資金が十億加わりますから、大体二百億と申しておられます。は、そういう計算からきておられます。

○中田吉雄君 そうしますと、私のこゝろの質問をしますと、限度一ぱいやれば二百億まで大体原資を調達できるわけですね。そうすると、一体この改正は何を意図しているか。大蔵省は最近四月十九日の発表で、ふみかしのアジア政策の肩がわりになるおそれがあるということを書い

ているわけですね、韓国や国府について。大蔵省ですらそういうことを——あとでこれは中心的な質問としてお伺いしようと思ひますが、大蔵省ですら、これはアメリカの対韓、対国府の援助の肩がわりになるおそれがある、一般的なこれまでもやつておられる援助を圧迫する非常に重大な意味を含んでいる、こういうことを言つておられるから聞こうとするのですが、そうすると、いただいた資料の四十一ページに、四十年度の投資見込み内訳というのがありますね。この既往年度承認済み分、四十年度が三十億五千五百万とありますね。この内訳は表のどこにあるんでしょうか。

○政府委員(高島節男君) その内訳は出ておりませんが、内容を御説明させていただきます。これはいままで基金が貸しましたやつ、その計画にタッチいたしまして、ここまでは貸さうといつて承諾を与えましてまだ金が出ていない分でございます。大体おもなもので九件ほどございまして、インドネシアのニッケル開発とか、メキシコのマイクローエプの建設とかいふものでございまして、そのほかには大ものとしてはペルーのタクナ開発、あるいはタイの糖業といふようなところがございまして、これはものによりまして、まだ初期であつて、四十年度に相当大きな金が出るものもございまして、四十年度にいよいよあがるというものもございまして、それが大体七十七億ほど承諾がございまして、そのうち四十六億程度が三十九年度までに金を出してしまひました。残つておられます分のうち四十年度に金が出ますのが大体三十億見当、こういうことになつております。この分がこの一番上の欄の三十億という数字になつてあがつておられるわけでございます。

○中田吉雄君 私のお伺いしているのは、既往年度承認済み分、実行予想額四十年三十三億五千五百万とあるものをまず聞いておられるわけですが、これはたまたまの御説明で大体のこととはわかりましたが、具体的に印刷してよこしていただきたい。

○大矢正君 いまの中田委員の質問に関連して、

局長の答弁で私のどうも理解のできないところがあるのですが、あなたのほうからいただいた資料の三十八ページの三十六年度、基金が現実の貸し付け業務を行なうから三十九年度までのトータルにおける承諾額というのは百九十九億五千七百万円となっているのです。この点は間違いないですね。そこで年度別貸し付け額というのを見ますと、その総トータルは八十五億五千三百万円となっており、そういたしますと、承諾額に対して貸し付け額は八十五億であり、残りは三十四億円しかありません。その三十四億円しかないものに対して本年度は一挙にそれを三十億を貸すこととなる。私の言っておる数字と数字がまず合わないことが一つと、それから従来の承諾額に対する貸し付けの状況から計算をしてみますと、三十四億の承諾に対して三十億貸したという年度はただの一度もない。せいぜい三割か四割程度しか現実には承諾に対して毎年度貸していない。今年度に限って一挙にそれを八割も九割も貸さなければならぬという理屈がどこにあるのか。中田委員の質問にあわせてひとつ御答弁をいただきたい。

○政府委員(高島節男君) いまあがっております案件三十億、いまおっしゃいますように、大体非常に残り少なくなるのじゃないか、三十億との差額はちよつとこのことになり、その差が非常に詰まってくる。すなわち、いままで承諾した案件は本年度中に大体片がついていく、こういう感覚で予算を立てているのではないか、こういう御質問だと思います。現実の動きからいいたしまして、そういう段階に大体差しかかかってきているように私どもは見えております。現在基金にはここにあり、ます既往の承諾分以外の新しい案件がたくさんまいておられますが、既往の承諾をいたしました分は、大体それぞれのプラントの計画が成熟段階に入っておりまして、びた一文も間違いないこととおりにいかにどうかというところは、若干問題は見方によって、進行によってあるかと思いが、大勢といたしまして、それぞれの計画というものが軌道に乗ってきて、四十年年度中には既往承

諾分はほとんど出費になっていくという感じにしております。それに基づいて三十億という数字を出したわけでございます。

○大矢正君 いまあなた承諾額と、実際の今日まで三十九年度までですか、貸し付け額の差というものは、私が言ったような三十四億どころではない。まだまだあるという発言をあなたはなさったじゃないですか。

○政府委員(高島節男君) これから先に出てまいります案件は、それぞれ新規に受け付けまして、成熟の度合いその他から言いますと、ことし手をかけてもなかなか金が落ちると思いが、現在三十九年度までに承諾いたしましたけれども、三十九年度までに見えてまいりますが、大体においては三十九年度までに片がついておるものは比較的多い。もちろんプロジェクトの中で、三これはこまに進むかなと思つものも少しはございまして、プロジェクトの大勢としては、三十九年度中までに承諾したものは四十年年度までは金が出ていく。こういう感じに見えていいという感じがございまして。

○中田吉雄君 既往年度の承諾済み分につきましては、お願いしました資料をいただいて検討させていただきます。四十年年度新規承諾予想分というのがありますね。その下に実行予想額というのが七十四億九千万とありますね。その(注)を見ると、さきに大矢委員も質問されたように、承諾の額と実行済み分と非常に違つておるんですが、これは正確な予測はなはだ困難で、まあまちであつて、一応の試算だと、こうなつておるわけですね。一体この正確度はどういうことなんでしょうか。

○政府委員(高島節男君) 経済協力案件というのは、相手がございますし、しかも大体プロジェクトとしてきわめて困難性を持つておるものが多いのでございます。特に基金の場合はその性格が強いのでございます。大体新しい案件でございますと、全般的におくれぎみの傾向が出てくるわけござ

います。ただこの表に載つておりますもの内容をすつとごらんいただきますと、スラムの砂糖開発、マレーシアの製鉄事業、カリマンタンの森林開発(第三期)、ジャワ、砂糖、改修、ナイジェリアの綿紡事業(第二期)、こういうのが大体いま掲げてございまして、これが代表的なケースで、そのほかにこまかいものが別にその他としてあつて、そして極めて七十五億程度の具体的な金が出て、それに過去からの継続分が三十億、大体過去のものはこの辺で片づきぎみになるんじゃないか、こういう予測を立てております。ただ何ぶんにも相手がございますし、国内でわれわれが事業計画や会社の建設工事やその辺の進みぐあいを見ておりますのに比べますと、実に予測に苦しむわけございまして、非常に不安定な要素が多い。特にこういう新規な案件につきましては、これから条件が成熟してまいりますと、実際に金が出る時期というのには非常にずれぎみでございまして、したがつて、その点は相当この内容というものが具体的にやつてみないとなかなかどのくらい要るかかわらないと、こういうことを(注)で言つておるわけございまして、ただ基金ができましたときからずっと見てまいりますと、三十六年から三十七年ころまでは九億四千万程度の金、この前御説明しましたくらいしか年に出ておりません。三十八年度になつて三十億見当出まして、三十九年度は六十五億見当のものが出ておる。したがつて、来年度の計画としまして、いろいろな材料から可能性を考へてから一応計算してみたのですが、百億ちよつとこすもの、百五億の貸し出しが行なわれるというところは、大体ここにあつておる案件からしぼつてみて、そう無理ではない、いいところじゃないか、こういう形で予想をつけていった。

ただ、個々の案件について一つ一つがそういうむずかしい条件を含んでおりますので、詰めてみて、はたして当たるか、こう言われますと、経済事情は非常に当たりにくい要素を含んでおると思いが、急に金が必要となり、急に少なくなつてきたり、その辺の予測には一応悩みますが、一応私ども

もとして来年度——今年度でございまして、その事業の内容の予測を立てていくという場合の思想統一をこの辺に置いたこととございまして。

○中田吉雄君 国内のいろいろな設備投資の融資をの他を見ても、なかなか思うようにいかぬので、ましてや海外の計画のことですから、いま局長の言われたことはよくわかるのですが、そういうことを別にして、既往年度の承諾分が三十億五千五百万、それから四十年年度新規承諾予想分で行せねばならぬのが七十四億九千万、合計百五億四千五百万円ですね。そうしますと、いま基金の残は幾らあるのですか。

○政府委員(高島節男君) その左側のページにございまして、翌期繰り越しを一応九十億という数字で見えております。

○中田吉雄君 そうしますと、実際足らぬところは、この既往年度の承諾分、四十年年度の新規承諾予想分を合計しても、残が九十億ありますれば、ある意味ではとんとんかまわりませぬわね。そうすると、大矢委員の質問の中心もそこだつたと思うのですが、四十年年度の新しく出さねばならぬ投資分と残とを差し引いても十億くらいしか足らない。まあ十億くらいですわね。それなのに借り入れ金と債券の発行限度からすれば二百億だということになると、一体九十億は何を具体的に対象にしていられるものであるか。これは大矢委員もかねて質問されましたが、政府が予算を組んだり、融資をきめる際には何らかの大体の見込みがないと、それに見合つたものがないとしないわけですね。こういうことは、それで私はお伺いしたいし、社会党がこの法案に多大の関心を持つておるの、今度の日韓交渉、吉田元総理が訪台されて、四月二十六日ですか、台湾に億五千万ドルの経済協力ですか、やるというふうなことから、そういうものの実際の裏づけのためのこの法の改正じゃないか。ただいまの御説明のように、いただきました資料の四十年年度の投資見込みの内訳でいけば百五億であり、基金の残は九十億である、そうすればある程度見合つてい

けなんです。二百億のこの裏づけというものをま
ず具体的に聞きたい。これは大臣です。予算の編
成過程では大まかに、あれほどかたく手がたい石
橋をたたいも渡らぬ大蔵省がこれを認めたとい
うことには相当な背景があると思う。その一体
具体的な裏づけは何ですか。

○国務大臣(高橋兼吉) その当時、まだ日台間の
問題については具体化した話は私も十分連絡を
受けていなかったわけでございます。しこうして、
その当時の段階におきましては、実は昨年の
春から夏にかけての国連の貿易開発会議におきま
して、それぞれ低開発国側から先進国に対して
開発に對するところの協力の強い要請があつた
わけでございます。それで、それがなかなか双方
の意見が対立いたしました。日本は非常に、むし
ろいままでの実績が少ないという点から苦
しい立場に立つておつたような関係もございま
したが、結論的に申しますと、日本としてはどう
しても東南アジアその他低開発国との貿易をこれ
からどんどん伸ばしていかなければならぬ。とこ
ろが、そういうふうな低開発国との貿易関係を見
てみますと、日本からの輸出が多くて向こうか
らの輸入が少ないというふうな点もございまし
て、どうしても日本としてもその点について決意
を迫られておつたような次第でございます。そん
なような関係から、そのときそれぞれ各先進国は
国民所得に対して大体一割程度の経済協力をして
いこうじゃないかという考え方に對して日本は賛
成をいたしましたような次第でございます。ところが、
実績を見てみますと、昭和三十八年度はこ
れが〇・五四にしかなっていないという状況で
ございます。これは輸銀等において延べ払い等の形
で出しているものまで含めまして〇・五四にな
っているところから、どうしても日本として
は相当余裕のある準備をしておかなければ、日本
はせっかくなういうふうに一割程度まではそれに
賛成の意見を表明しているにかかわらず、その準
備は何もしていないじゃないか、こういうこと
なるおそれがあることをまず政府としては考えま

した次第でございます。しこうして、また具体的に
に事務的に積み上げてまいりますと、先ほどか
らお話しございましたように、経済協力基金も
ございまして、当初二年間は九億四千万の貸し付
けでございますが、三年目には二十九億円にな
り、四年目には六十五億円になるといふように、
漸次事務機構もなれてまいりましたし、調査のス
ピードも進んでまいりましたし、また、この経済
協力基金の存在についての一般の認識もだんだん
深まってきたといふようなところから、相当これ
が進捗してまいってきたような事情もございま
す。そういうふうな関係から、そういうふうな国
連の貿易開発会議の事柄がなくても、相当金額の
増額が必要であるという考え方を持った次第で
ございます。したがって、まずさしあたりは、この
事務的に積み上げました金額をまかない得るとい
う程度までの予算措置を講じておきたいといふ
ところから、一般会計から十億円の出資をしてい
たいただきますと同時に、財政投融资の計画では十億
を、これは資金運用部資金からの借入れという
ことで予定をいたしましたような次第でございます。
しこうして、その後この台湾関係の問題が起
こつてまいり、最近この問題が大体話し合いが妥
結に至つたような事情でございますが、この問題
は、これは私も長年台湾におりまして、この辺の
地理もわきまえておりますが、台南州の約十五万
町歩に及ぶところの非常に広い地域の土地改良事
業でございますが、これが一応完成した形には
なつておりますけれども、結局三年輸作の形で、
一カ年は米作、一カ年半はサトウキビ、それから
あと半年は雑作という形になつておつたのでござ
います。ところが何と申し申しても、米作につ
いては非常に大量の水を要する。ところが、米作が
一番利益が多いといふふうな関係もあり、また野
菜その他のものをつくるといふふうな場合におき
まして、この程度の水量ではなかなか十分な収
穫も得ることができぬといふ実情がその当時から
あつたわけでございます。そんな関係からであろ

うと存じますが、しかし、この問題は、これから
技術的に、また實際上の運用の面からみて相当に
やはり検討を要する点があるのじやなからうかと
いふふうな私どもは見ておるわけでございます。
経済協力基金において資金の運用をいたします
際には、十分にそれらの計画の内容を審査した上
で、またそれが具体的にきめられた事柄は、曾文
溪といふ川の多目的ダムでございますが、これは
結局台湾の台南に近いところの平原の一つの嘉南
大圳といふ一種の組合がございまして、その組合
の償還能力等の問題も十分に検討いたさねばなら
ぬ。それらの面をいろいろ検討した上で、経済協
力基金としては最終的に決定しなければならぬ。
しこういふふうな考へておるのでございます。し
かしながら、その方向で前向きにたく検討し
て、そしていづれ具体的にこれが結実する場合に
おきましては、さらに新たにやはり資金の手当て
を必要とする段階になりはしないか、かように存
じておる次第でございます。

○大矢正君 先ほどの局長の報告、説明の中で、
最終的に確認されてもらいたいことは、四十年
度について考へてみますと、この資料によります
ば、三十九年度の決算が終つてから四十年
度に繰り越される金額が九十億円であるといふなら
ば、したがって百億四千五百万円の実行予算を
持つた貸し付け内容については当然のこととして
金が不足になるといふ問題、また、回収金や利子の
収入その他いろいろあるが、いづれにしても、そ
ういふことが出てくる心配があるといふお話なん
です。そこで私はわからないのは、三十九年度の
基金収支見込みといふのをあなた方が四十ペー
ジに書いておられるのですね。これによると、三十
九年度の支出として二十二億、三十九年度の新た
な分として四十三億、合せて六十五億の貸し付け
び出資があつたと、この資料は書いてある。よろ
しゅうございませうか。それから先ほどあなたが三
十九年度の貸借対照と申しますか、決算の説明を
せいと私が申し上げたら、あなたは貸し付け金が

九十億、出資が十五億といふ説明をされてる、
これはどっちがほんとうなんです。二億や三億違
うといふのなら話はわかるが、六十五億とあなた
百億との違いです。たいへんな金額の違いです
よ。しかも、この資料をもらつたのは、私どもは決
して一月とか二月とかいふような予測ができない
事態にもつたものではない。ごく最近これは出
てきた資料じゃないですか。その資料がどうして
こう違うのかといふことをまずお答え願ひたい。
○政府委員(高橋兼吉) いまの御質問は、先ほ
どのバランスシートとしまして、貸し付け金の残
高を申し上げましたので、この残高は、三十九年
度中に貸し付けをやつたもののほかに、
それまでにやりました分が入つておるわけござ
います。静態的なバランスシートで申し上げたわ
けでございます。この四十ページにございませう表
は、三十九年度中に、すなわちそれまである程度
基金が貸してまいつておりましたが、その上積みと
して基金の金がどういふふうな動いたかといふ
ところを動態的に書いてあるのが三十九年度、四十
年度についての支出、収入と、資金の出入りを書
いたものでございます。したがって、先ほど中田
委員からの御質問にも関連いたしますが、二百億
金が使えらるというところを、それは借り入
れ金の計算なり何なり、将来の法律改正に伴いま
した場合の自己資本的なもの、計算がさうである
といふことでございます。三十九年度に使えた
金及び四十年で使えていく金は、これは四十
ページの表でございまして、それを若干補足さしてまいりま
す。したがって、それを若干補足さしてまいりま
すと、三十九年度では、ここにございませう
に金が出てくるのが六十五億ある。しこうして、下
にございませうように、翌期繰り越しが可能であ
つた分が九十億である。その翌期繰り越しの九十
億、四十年の表の収入のところの一番上の前期
繰り越しの九十億につながつてまいりまして、こ
に九十億の財源が残つてゐる。二百億残つてま
いりませう。それに回収金が若干あり、利息収入が若

以降の問題は四十一年度において承諾を与えればいいのじゃないかという御議論も成り立たぬことではないわけではございますが、しかし基金の立場から申しますれば、そのさいふの底がないのに、これだけ貸しましよというところをお約束することとは非常に不安な状況にあるわけでございます。そんな関係からやはり余裕はどうしても最小限度この程度——私は十八億の余裕というものはむしろ少な過ぎるというように感じていろいろございまして、この程度の余裕がないことにはなかなかどうも将来そういうふうな契約をするのに、承諾をするのに、基金としては何とか契約に踏み切るといふことについて決心がしにくいということに相なるかと、かような観点からある程度の余裕は常時持たしておくべきものだ、かように考えている次第でございます。

○中田吉雄君 じゃ時間ありませんので、私は午前中は資料の要求だけにとどめたいと思っておりますが、まあ高橋長官の言われることもわからぬではないのですが、やはり今度の二百億を限度とする原資を調達されるというのは、少しもつと裏づけがあるのじゃないかと、うがった見方かもしれせん。そこで午後時間がありましたら小規模共済をやりました、その後時間がありましたら、その次でもけっこうですが、日韓交渉に伴う大平・金メモに基づいて、同時に今度権名外相とやられまして、いろいろ日韓の経済協力をきめられまして、これはまだ正式調印にもなっておりませんし、国会の議決もまずと先のことでしょうが、この日韓交渉によって一応仮調印ですが、していただけます。それで基金の対象になる有償分は幾らで、その条件はどんなものであるかという問題。それから、たしか四月二十六日だっと思っておりますが、台湾に一億五千万ドルの、ただいま長官の言われました多目的ダムですが、三分五厘で二十年返済というふうな、いろいろ問題があると思っておりますが、それはたしかきまっておりますか、基金が幾らかというふうになっておられるか、そういう具体的な申し印刷ができません。

たら、その基金に該当する部分が一体幾らになるのかという数字をお願いして、私の質問はこれで一応終わります。

○委員長(豊田雅孝君) 午前の審議はこの程度にとどめ、午後は一時半再開することとし、これにて休憩いたします。

午後四時四十分休憩

午後二時開会

○委員長(豊田雅孝君) ただいまから商工委員会を再開いたします。

小規模企業共済法案を議題といたします。前回は引き続き質疑を行ないます。御質疑のありの方は順次御発言を願います。速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(豊田雅孝君) 速記を始めて。

○阿部竹松君 私はこの法律の内容について、先般中小企業庁長官、あるいは常任調査室の皆さん方からそれぞれ中身について承っておりまして、あまり質問ないわけですが、要点だけ大臣並びに長官にお尋ねしておきたいわけですが、一番先にお尋ねすることは、この小規模企業共済制度というものは保険であるか貯蓄であるか、こういうことです。保険ということになると、一定の事故が起こったときには保険金が全額もらえるわけですが、これはそういうふうになっておりませんが、貯蓄ならば、預金して置いただけ、しかもそれが初めから利子がつくわけですが、受け取る、こういうことに相なっているわけですが、まずその点を初めにお尋ねいたします。

に資しよう、こういう制度でございまして、その意味から申しますと、いま先生は保険か貯蓄かと言われましたが、趣旨としては貯蓄というものはないと思えます。ただ、これを保険という制度にするということも考えられるわけでございますが、保険ということにいたしますと、その事故発生理由が退職であるとか廃業というふうなことになるので、ややもすると、いわゆる逆選択というふうなことに制度上なりまして、こういう退職に備えた保険というものは、実際問題として成り立たないということになるかと思えます。それで、小規模企業者の相互扶助によるこの精神による共済制度というものを考えたわけでございます。その意味においては、どちらかというのと保険に近い制度であって、これは共済制度である。しかし一面、先ほど先生の御指摘になりましたように、日ごろ掛け金をして、その掛け金を元にして、これを運用して一定の共済金を退職したり廃業した場合にもらう、その金が幾らの金になるかというときに、利回りを考えますと、一種の長期の貯蓄という意味も、給付を受ける本人から見ればそういう意味合いも持つかと思えますが、どちらかと言えば保険に近い共済制度というふうに考えております。

○阿部竹松君 保険でもない、しかしながら貯蓄でもないということになって、共済制度ということになると、中小企業共済制度というものがあられるわけですが、それともまた若干違っているように思いますが、これは十一月までは掛け金も解約金ももたえぬわけですね。それから三十五ヶ月までは元金だけ、しかも利子はつかぬ。それ以上の契約者に初めて共済金を受け取れる、こういう仕組みになっているように承りましたのですが、そうすると、いま申し上げました企業共済制度、前にもあるのとこれは違うということになりますか、前のものは同じ中小のうちの零細の従業員であって、これは役員その他が加入できるからということだ、差をつけているのですが、そのなぜ差がついたかということについてお尋ねいたします。

○政府委員(中野正一君) これは提案理由でも御説明申し上げておりますが、この小規模企業者といういわゆる零細企業者は、その所得の水準等からいいますと、一般の中小企業等に働いている雇用者となんか給与水準等も差がないにもかかわらず、各種の社会保険制度あるいは労働保険制度の適用がありません。したがって先ほど御説明したように、小規模企業者、すなわち役員であるとか事業主でございまして、廃業に追い込まれるとか退職のやむなきに至るといふような場合にも、いわゆる共済金なり給与金というものをもらうようなシステムがありませんので、今度こういう制度を考えたいわけでございます。その意味におきましては、いま先生の御指摘ありましたように、一番これと似通った制度としては、従来ありますこれは労働者が主としておりますが、中小企業退職金共済制度、いわゆる中小企業に働いている方々の退職金を支給するために日ごろから事業主が掛け金を毎月いたしまして、これは月に二百円から二千円までということになっておりますが、これをやはり中小企業退職金共済事業団というものがこれを運用いたしまして、退職金を退職したときに支給する。この小規模企業者の共済制度も、一番似ているといえればこの中小企業者の退職金共済制度に似ているのじゃないかというふうに考えております。

ざいます。

○阿部竹松君 たいま長官が例として出されました中小企業退職金共済制度ですね、これは私類ははっきり記憶しておりませんが、補助金を出してありますね。今度のはお伺いしましたが補助金が出ておらぬ。運用資金ですか、四千万円ですか、そういう金額が出ていますか、そうしますと、なるほど対象とする相手は違いますが、かわりませんけれども、同じような退職金制度とこれは違いかもしれませんが、さいせんお伺いしたように、これは貯蓄でもない、保険でもないということ、似通ったのは共済制度であるということであれば、これは大体同じようにこの種のもは国が見てやらなければならぬのではないかと、そういうように考えることが第一点。

それから、大体この法律の対象となつてそれぞれ加盟される、そして政府の推定される大体の数ですね、この法案によつてこの対象となる小規模企業者の数が大体どのくらいに長官のほうでは見ておられるのかということをお尋ねいたします。

○政府委員(中野正一君) 最後のお尋ねの、この制度によるいわゆる小規模企業者として対象になる人数は全国で約三百万人、これは個人事業主とそれから小規模企業の会社等の役員、両方入つておりますが、個人事業主と、小規模企業を営んでおる会社の役員、これで大体三百万人と考えております。

それから、中小企業退職金共済制度のほうには、いま先生御指摘のように補助金がついております。これは月の掛け金二百円について、三年以上上かけた場合は五割、十年以上上かけた場合には一〇割、したがって十年以上上かけた場合には二百円について一〇割でございますから、二十四の補助金がつく、これは掛け金は私のほうの小規模共済事業のほうは、御承知のように月五百円から五千円というふうになっておりますが、中小企業退職金共済は二百円から二千円、かりに二千円毎月かけてもやはり二百円については一割、したがって

て二十四の補助金がつくということになっております。これは御承知のように中小企業者ではなかなか事業主が、退職金というものはほんとうは事業主がやらなければならぬのであります、なかなかそこまではないか。そこでこの中小企業の退職金制度というものを普及して、中小企業に働いておる方々の福利増進に資しよう、こういう政策的な意味がございまして、この制度に加入する人については一定の補助金を出す、こういうことを考えたんだらうと思つて、ところが、今日提案しております小規模共済制度のほうは、小規模事業主あるいは小規模企業を営んでおる会社の役員が自分の将来のために日ごろから掛け金をする、自分の負担において自分のために掛け金をする、こういう制度になるんですから、そういう事業主がそういうことをやるのに対して国が補助金を出す必要はないんじゃないかということが実は予算折衝の段階で非常に問題になりました、実は大臣も非常にその点は御心配なされて、まあこういうことは私が言う必要はないですが、実は大臣折衝まで持ち込まれて、大臣もやっていたいたんです、どうして政府全体の考え方として、中小企業の従業員のほうに補助金を出しているのと趣旨が少し違ふんじゃないかということで、給付に対する国庫補助は通産省としてはあきらめざるを得なかつた。しかし今度の共済事業団には、御承知のように四千万円の出資金を出していただくことになりました。これは労働省の事業団には出資金はございません。それから事業団を運営するのに必要な運営費は全額国庫から出す、これは労働省の退職金事業団と同じでございます。

○阿部竹松君 中小企業問題を論ずるとき、高度化とか近代化とか、合理化とかいうことで、中小企業とは一体何ぞやということ、いつも論議するわけですが、中小企業の対象人員は幾らかという点について、ときどきいまの長官はじめ、前あるいは前々長官等それぞれお伺いしてみるときに、資本金で押えたり、人数で押えておるわけですが、その概数は大体三百二十八万、これは半年前

の話ですから、若干数字が違つておるかも知れませんが、中小企業というのは三百二十八万から三百三十万である。いまこの対象はどのくらいかとお尋ねしたところが、三百万という数字ですね、この数字が俗にいう中小企業とダブつておるかも知れませんが、この法律で見ますと、工業においては二十人以下あるいは商業においては五人以下、こういうことになっておるから、この二十人のほうは切り捨てて、一番最低の五人で押えても、一千五百万の人間がこの零細企業に従事しておるといふことになるのです。数字のけたが合ふぬような気がするのですが、これに該当するまあ三百万のあれで、そうして一千五百万の人々がこれに該当するといふことは、そうしますと、三百二十八万ないし三百三十万は若干ダブつておるのもあるかと思つて、しかし、そうなりますと、大手企業を合わせますと相当な数になります、何を基準にしてお示しになったか、その点をひとつお知らせを願ひたい。

○政府委員(中野正一君) いまの中小企業者の数等の問題でございますが、このたび国会に出しました中小企業に関する年次報告、これによつて数字を申し上げます、中小企業の数に企業の数で言つておりますが、民間企業の三百二十二万のうちで三百二十一万、九八・八割が中小企業ということになっております。三百二十一万が中小企業でございます。それからここに働いておる従業員を全部計算をいたしますと、このいま申し上げました農林水産をのけた民間企業の三百二十一万の中小企業に働いておる従業員は全体で千七百二十万、そのうちの従業員は全部いま言った労働者のほうの共済事業団の対象になっておる。したがつて、三百二十一万のうちで今度は従業員が二十人以下の零細企業、その会社と個人などの数は大体どのくらいになるかと申しますと、約三百万、こう申し上げておるわけでございます。

○阿部竹松君 まあ社長が主人で、長男が専務で奥さんが重役などという会社もありましようか、従業員の数で必ずしもその従業員——片や二十人、片や五人以下というのを割り切るわけにはいかぬと思つて、長官の答弁のようなことになるかも知れませんが、ただ私は三百万も対象が役員におるといふことが不審でならないということなんです。

次にお尋ねするのは、相互扶助に基づいておるわけですから、この共済事業はできるだけ多くの人が契約に参加していただくことが望ましいのです。大体三百万のうちどのくらいという年度計画が、おありになつたらお示し願ひたいし、将来の展望をひとつお示し願ひたいと思つておる。

○政府委員(中野正一君) いま先生の御指摘の点は、われわれはこの法律の対象になる事業所の数で言つておりますが、約三百万と申しましたが、そのうちの二百五十八万というのが個人の営業主でございます。これは案外人数が多いのです。個人営業主が二百五十八万ありまして、それから法人、会社が四十二万、これでいま大体三百万といふことを申し上げたのであります。

それから四、五年後にわれわれは加入者を全体の一割以上、三百万ないし四百万といふものを一応目標にいたしております。しかし、これはこの制度の趣旨を十分理解していただいて、関係方面で十分この趣旨が徹底して協力していただければなおそれ以上になるかと思つて、一応四、五年後に三百万ないし四百万といふものを目標といたしております。

○委員長(豊田雅孝君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(豊田雅孝君) 速記を始めて。
○向井長年君 ちよつと私わかつたやうでわからないのですが、小規模企業振興対策の一環としてこういう共済法案なるものを出して救済しようといふことなんです、これはいよいよゆるる退職業後における生活の安定あるいは事業の再建、転業、こういうところを中心として実施しよう、こういうことになっておりますが、これは結局一般にいう共済制度でしょう。しからば六十五歳という形、三十年満期掛金の場合六十五歳というのはどういうわ

けでそういうものを出したのか。一般的にいえば五十五歳が定年になり、あるいは共済関係の適用もあるわけですね。これを六十五歳という形で出されているのは何か意味があるわけですか。

○政府委員(中野正一君) これは一般のサラリーマン、つとめ人がやめたり退職する場合からいうと、こういう零細企業にしても役員なり事業主等の退職なり何なりの傾向を見ますと、やはり相当年齢が高くなっておられることは御承知のとおりでございます。それからもう一つは国民年金でございますね、これが六十五歳過ぎてからもらえる。こういうようなことを参考にいたしまして、この制度は法律にありますように、二十年以上かけておつて、しかも六十五歳に達したという場合にはこの共済金がもらえる、こういう制度にしたわけでございます。

○向井長年君 そこで、会社の役員が退職したときは、三十年の満期というようになことを書いています。六十五歳で退職したときは、いわゆる三十年動議でいかなければいかぬということですか。

○政府委員(中野正一君) 九条にございますように、どういう事由が起きたときにこの共済金をもらえるか、こういうことでございますが、一に書いてございますように、事業が廃止になった、事業廃止というのは、個人営業主については、本人がなくなった場合と、それから本人がもう年を取って事業をやめて子供に譲るといふ場合がございまして、これも個人事業でございますから、子供に譲ったときは事業の廃止となるわけでございます。それからもう一つは、もうすでにいろいろ情勢が悪くなつて事業をほんとうにやめてしまふ、この場合がございまして、事業が廃止になったときは、いまの三十年かけるとかいうようなことは関係ないわけでございます。先ほど阿部先生の御質問にありましたように、三年以上かけておればこれは共済金はもらえる、いつ事業をやめてももらえる、こういうことでございます。

それから二番目は、今度は会社の役員である者については、この役員を退職したとき、役員をやめたとき、このときにももらえる。これは六十五歳とか年齢は関係ございません。それから三年以上かけておれば一定の共済金がもらえるのであります。それから第三番目は、いま申し上げましたように、事業の廃止だとか退職というようになことがなくても、六十五以上になった、しかも二十年以上もかけているという場合は、本人の請求によって共済金を出してもいいじゃないか。国民年金等の関係もございまして、そういう思想を三に入れて、六十五歳以上の者で二百四十カ月以上納めた場合、すなわち二十年以上納めた場合は本人の請求によってこの金をもらえる、これが三番目でありまして。

最後に、今度はこういうその間に退職もしなければ廃業もなく、ずっとまわって三十年かければ、そのときには満期という制度を活用して、満期になれば当然その金がもらえる、こういうこととでございます。

○向井長年君 二十年間掛け金をすれば、六十五歳であつても六十歳であつてもいいのではないかと、そういうような感じを持つわけなんです。六十五歳という事になると、これはまあ寿命が延びていくからいいんじゃないかというように言われるかも知れませんが、一応この条件のために二十年かけておればこれを適用されるという事になって、六十五歳に達した場合には、掛け金を二十年かけておればこれを適用されるという感じがするわけなんです。六十五という事によってどうしてこの法案をつくられたのか。一般的に国民年金の問題を適用されておられますけれども、一般の通例は、大企業におきまして、その他の年金制度に対しても、もう大体五十五歳といままでなつておられるわけなんです。これは退職年齢の延長という問題を取り上げておつてもまだ実現されない、こういう段階で、必ずしも六十五歳でなければならぬということではないんじゃないかという気がするんですがね。

の点はいかがですか。

○政府委員(中野正一君) 先ほど御説明いたしましたように、いまのたとえ六十五歳でなくても少し下げたらいじやないかという御議論も、確かにうなずける議論だと思ひますが、一応われわれのほうは、いま申し上げましたように、事業主の退職金の大体の年齢の時期、あるいは国民年金の支給される時期等を考えまして、こういう六十五歳以上というふうにしたわけでございます。もちろん御承知のように六十五歳にならなくてその前に事業の廃止とか退職になれば、これは当然一、二の条項でもらえるわけでございます。まだ事業をやつておられる、本人も役員としてつとめておられるという場合であれば、六十五歳まではかけていただきます。

○向井長年君 一般法人とか会社ではなくて、個人の場合はもちろん一定の店を出しているところがあると思うのですが、こういうところは子供に代を譲つてもいいわけやおやじは一応お手伝いはしますよ、これは名義は別として、そういう人たちは一応重点をまあ子供なりにかけて自分はお手伝い程度にするわけですが、こういう場合でもやはり六十五歳にならなければだめだと、こういうことになるわけですね、その場合は。

○政府委員(中野正一君) いま個人事業の場合があるかと思ひますが、もうある程度隠居的なものでお手伝いをする、この場合でもやはり名前はおとさんさんのほうの名前で営業をやつておられる、そのほうが対外的に信用とかいろいろの面からいふというふうな場合もあるかと思ひますが、この事業の廃止というのは、先ほど申し上げましたようにその店の名義をかえた場合、かえて隠居をして、しかし実際にはお手伝いをしておられるというふうな場合は一に該当いたしますから、これは共済金がもらえるわけでございます。六十五歳にならなくてもですね。

置を講ずるといふのは、これはよくわからないが、どのくらい助成をしようとしておられるのですか。

○政府委員(中野正一君) これはこういう制度に對する助成としてはいろいろなことが考えられるわけでありまして、先ほどちょっと御説明いたしました。共済金という給付金ですね、給付金そのものに補助金を出すべきじゃないか、こういう零細企業の人々が退職したとき及び亡くなられたとき、特に最近のような構造変化に応じてこれに即応できなくなつてやめざるを得ない、廃業に追い込まれるというふうなことであるなら、困も見舞い金的に補助金でも出していいという思想もあろうかと思ひます。これは先ほど阿部先生の御質問にお答えしたように、いろいろ議論があつた末に、政府としてそこまで考えなくてもいいということになりました。あとは、この事業団の事務経費、これは全額国が見よう、これを一応三千万円予算では組んでおります。これは大体四カ月分の予算を組んでおります。

それから次に、この事業団を運営するのに、やはり事業団に出資金というものが要りますから、たとえいろいろな家を借りるにしても敷金等が要りますし、あるいは所要経費が要るから、これは四千万円の出資ということで全額政府出資、したがつて、四千万円の政府出資と三千万円の事務経費と、予算は七千万円ということになっております。

○向井長年君 この共済金の額は、掛け金の率に應じて、かつ事業の廃止による場合には特に有利な給付条件になるように定める、これはあとでどういう形で定められるのですか。

○政府委員(中野正一君) これは法律の一番最後のところに別表がございまして、これを見ていただくとわかりますが、それでこの別表の一番最後、満期の場合をとつてみますと、三百六十カ月かけますと、これは月五百円かけた計算でいっておられますから、かりに五千円かければこの十倍という事になります。三百六十カ月かければ五十七万二千円共済金が出る。それからいま先生が御

指摘になりました。廃業等の場合には幾ぶん有利な給付になっておる。というのは、この上の欄と下の欄を見ていただくとわかりますように、たとえ三百五十万の場合に、上の欄は五十三万八千円となっており、下の欄は四十六万七千円との差が割程度ついておりますが、廃業の場合には上の欄の金をもらう、退職の場合は下の欄の金をもらう、こういうシステムになっておるわけでございます。

○向井長年君 この運営上の問題で、特に学識経験者等から評議員会を設置することになっておられます。この評議員会というのは、もちろん小規模事業者の意見を反映するということになると思うのですが、それはどういふ権限、性格、あるいは共済事業団に対してどういふ一つの何を持っているのか、建議をするというか、あるいは意見反映等、どういふ一つの任務を持っているか。あるいはその構成をどう考えているか。

○政府委員(中野正一君) この評議員会は、この事業団の運営について、理事長の諮問に依りて運営上の重要事項を審議することになっておる。見を述べることができず。これはできるだけや見を述べるに、そういう小規模企業に關して学識経験のある者から選ぶ。したがってこれは実際には零細企業者の代表というふうな方もぜひこのメンバーの中に入れてたい。それからいわゆる中小企業等に關する学識経験者等ももちろん入れるわけでございます。いずれにしても評議員十人以上ということになっておる。通産大臣がそういう方々のうちから任命することになっておる。

○阿部竹松君 私の調べていただいた表をちょっと申し上げてみますと、三百六十万掛け金をして百十四万円、これではその中小企業を助けるというわけに、なかなか倒れかかったやつを助けるというようなものではないような気がするのです。三百六十万掛けなければならぬわけですから、三十年。それではとてもこれはなかなか

か中小企業——中小といつても零細企業なんです。純然たる退職金制度のような気がするのですが、そこで長官にお尋ねしたいことは、中小企業もだんだん近代的になって、中小企業庁でも骨折っておるようですが、このごろ新聞で見たりラジオで聞くと、零細企業が転廃業したり倒産するようですが、これが急速に増加しておるといふことなんでしょうが、大体の現在の段階の数字は手元にございますか。

○政府委員(中野正一君) いま先生の御指摘は二つの問題があるかと思うのであります。最近の倒産の件数でございますが、これはもう大部分が中小企業の倒産でございますが、ちよつと数字を申し上げますと、昨年のまあ終わりにくから非常に倒産が顕著にふえてきたわけでありまして、昨年の十月が全国で四百四十九件、十一月が五百十八件、十二月に最高に達しまして五百九十六件、それから一月にや減りまして四百二件、二月に再びふえまして五百二十一件、三月が五百七件、四月が五百八十四件ということで、非常に高水準の倒産が続いております。ただ御承知のように、これは東京商工興信所の調べでございます。負債金額が一千万円以上の負債を負って倒れたものというところでございまして、一千万円以下の負債を負って倒れたものがまだたくさんある。じゃないかという御指摘があるかと思ひますが、この調査がなかなか現在の段階では非常にむずかしいわけでございます。これは大蔵省のほうと相談いたしました。大蔵省のほうから全国の銀行にその調査を依頼いたしましたものがございまして、それでちよつと参考のために申し上げますと、これは銀行の取引停止処分、いわゆる全国の手形交換所において取引停止処分を受けたものがどれくらいか、これは法人で資本金が百万円以上、個人では負債金額一千万円以上のものを調べたものでございます。これをみますと、件数が十月から申しますと、十月が千三十二件、十一月が千五百件、十二月が九百七十三件ということになってお

くらしい件数が多いわけでありまして、これはいま言ったように、負債金額一千万円以上のものが相当入っているというところでございまして、調査としてはこの程度しかございません。いずれにしても相当の高水準で続いております。金額で申し上げますと、東京興信所の調べのものが、昨年の十二月が九百二十九億、一月が四百二十億、これは非常に減りまして、二月が四百五十九億、三月が九百九十億、四月がちよつと金額が減りまして三百九十八億、三月の九百九十億というのは件数が少ないのに金額が張っておりますのは、御承知の姫路の山陽特殊製鋼が倒れて、これは一社でちよつと五百億の負債を負って倒れました。負債の金額のほうは横ばい、件数は少しふえ気味というところでございまして、中小企業、しかも比較的規模の小さいところが相当倒れておるといふことをあらわしておるかと思ひます。それからなお全国的にこの廃業はどのくらいになっているか、これもなかなかむずかしい問題であります。昭和十七年度の総合基本調査によりますと、過去五年間に商業関係で、製造業で一六・五兆がやめました、大体同じ程度のものがまた新規に開業しておるといふような数字になっております。

○阿部竹松君 この国の補助についてさいせんお尋ねしましたところが、長官はもろろんのこと、大臣折衝までやって努力したんだが、かくかくの結果になった、こういうお話でしたが、いま申し上げましたとおり、ともかく三十年かけても百十四万にしかならぬわけですから、そうすると、これに税金がかかるわけですからね、三十年後の経済ベースがどういふ状態であるかは別といたしましても、ともかくこれはなかなか中小企業、零細企業あるいは家内工業まで入るかもしれないが、そういうものをカソフル注射でもしてやろう。やはりそれを果たすためには一人でも多くの人が入らなければならぬ。こういうことと相なるうかと存するわけでは、そういうこと、どうしても国の力というものは必要でないか。このままでいくと、十一月か月か捨ててくれ

た人がたくさん出ると財政基礎が確立する、そういうようなことであつては、どうも理解に苦しむところがあるわけですがね。三十年かけて長官、百十四万です。それから税金を取るといふんでしょう。経済ベースがその三十年後どうなつておるかわかりませんが、それではちよつと魅力がないような気がするのですがね。もうすこし魅力があるようにして、一人でも多くの者が加入できる、参加できるようにしてあげるのが親切じゃないかという気がするのですが、そういう点はいかにお考えですか。

○政府委員(中野正一君) いま先生御指摘の点は、全くわれわれ中小企業を担當しておる者としてはほんとうに御同感の次第でございます。先ほど申し上げましたように、この制度をつくるにいろいろ折衝したのであります。先ほど申し上げたように事務経費あるいは出資金等に対する政府の助成というものは認められなかつたのでございます。また税制上もいま御指摘ありましたように、この共済金はいわゆる一時所得として税金がかかる。しかし一時所得ではございまして、掛け金についても同じでございますが、大抵生命保険に準じたというか、生命保険と同じ扱いをしようということで大蔵省と話し合ひをつけまして、掛け金につきましても生命保険控除の中で所得控除をする、それからこの共済金をもらう場合も一次所得ではございまして、生命保険をもらうことと同じ控除をこれに適用しようということまではいって、そういうことになっておりますが、なお国の税制上の優遇、あるいは国の助成をもう少し手厚くするというようなことによりまして、本制度を零細企業者のためにさらに魅力あるものにしていくという方向で、われわれとしては努力してまいりたいというふうに考えております。

○阿部竹松君 さいせん向井委員の質問の中にも含まれておりましたこの事業団に四千十萬出資するわけですね。それから運用資金といふんですか、三千万円出して合計七千万円、これは私いまでも主張いたしました補助金は別といたしまし

て、四千万円の政府出資の資本金と三千万円の運用資金で、はたして長官のねらっておられるような三百万を対象とした小規模業者の加盟ができるかどうか。東京都だけでもそれくらい必要じゃないかと思うような気がするのですが、その点についての御解釈と、その四千万円は年々出資するものか、それからも一つ一方の三千万円の事務補助金ですか、運用資金ですか、この三千万円はこれまた毎年国として応援するものかどうかという二点をお尋ねいたします。

○政府委員(中野正一君) この事業団の事務経費は全額国庫補助でまかなう、こういうたてまえにいたしました。初年度でございまして、これはPR、準備等にも役所ベースでも相当準備もかかるという意味合いから実は四カ月分の予算ということになっております。したがって、これを一年直せば、初年度の分として三千万円ですから、一年分としては約九千万円ということになるわけでございますが、これは全額国庫補助でやる。それからそれ以外に出資というものを考えまして、今後は、事務経費のほうは全額国庫補助でございまして、むしろ今後の方向としては出資の増額というようなことは来年度以降大いにこれは考えられることじゃないかというふうに考えております。

○阿部竹松君 次に御尋ねする点は、豊田委員長は専門家でいらっしゃるから、豊田委員長あたりからお尋ねになったほうが当を得ているかもしれないが、私はこの小規模企業者ですね、この人たちがこの共済制度を望んでいるというところは、このような制度ではあるのだが、国から補助金をもらって、そうして大企業の圧迫と自由主義経済の圧力によって苦しい思いをしていくわけですから、何らかの足しにするためにはやはり国の補助を多く期待しているのじゃないかというふうな、しろうとですが、そういう気がするわけですね。こういう点については、法律を企画立案された中野長官は業者の意向等も参考までにお尋ねになったかと思うのです。業者の意向等はどのように反映されているわけですか。

○政府委員(中野正一君) この小規模共済制度というふうな制度をぜひつくってほしい、むしろこれは自分たちの力でやるべきじゃないかというふうな動きが前々からございまして、いろいろ計画を立てられたわけでありまして、どうもやはり民間ベースでこれをやったのではなかなか成り立たないということになりまして、ぜひこれは国の機関でこれをやってほしいという、これは全国の中小企業団体あたりの決議あるいは商工会議所、それから全国の地方にあります商工会、それから税関関係で言いますと、青色申告会というものがございまして、こういう青色申告会の地方の方々等から非常に要望がございまして、そういうことをもとにして、われわれもそういうことをひとつぜひ考えようということをお考えなされておりますが、そういう業界の方の意向としては、もちろんこの事業団の運営の費用は全部国で出してほしい、それから相当なやはり出資なり何なりして、その運用益というふうなものがありますから、そういうもので給付金のほうもできるだけ手厚くしてほしい、あるいは場合によっては、必要に応じては直接の補助金というふうなものも考えてほしいというふうな、これは具体的にどの程度の補助金を出せとか、そういうふうな要望でなくて、比較的そういう抽象的ないろいろなことが考えられるから、そういう方法でもってこういうことをやる以上は、国の助成を厚くすべきであるという要望はございました。そういうことも勘案いたしましていろいろ案をつくってやった結果がこういうふうになったというところでございまして。

○阿部竹松君 そこで立法化されると、中央はじめ地方で組織化され行動に移るわけですが、さいぜんも申し上げましたとおり、四千万円の出資金と三千万円の手務補助費では、とうていそれらにちな、いわば全国的に事務所等を持って仕事をなさるわけにいかぬわけですね。これはどういふところの機関で委託事務といえますか、そういう業務を担当なさるわけですか。

○政府委員(中野正一君) いまこの事業団の仕事

については、第一に、広くこういう制度の正しい意味のPRということが必要でございまして。これはもちろん中小企業庁あるいは通産省、その出先あるいは関係の府県等役所ベースでももちろんやらなければいけません、特に一番こういう問題に關心の深い事業協同組合あるいは企業組合、その他の中小企業の団体がございまして。あるいは商工会議所、商工会というふうな団体がございますから、そういうところの御協力を得たい、またそういうところから非常な御要望もあつたわけでございますので、そういうところにひとつ応援をしていただきたいということで、四十三条にございまして、事業団は、通産大臣の認可を受けて事業協同組合その他の事業者の団体に対して、たとえば掛付け金を収納するとかというふうな、あるいは加入を促進して加入の申し込みを受け付けるとか、こういうふうな仕事、それからいろいろ調査、PR、広報、そういうふうなことをそういう中小企業の団体に委託してやらせよう、広くそういう方々の協力を得たい、したがって、それには全然費用を出さずというわけにいきません。これは必要委託にかかると費用については一定の手数料を出すようにしようということ、この手数料についてはいま言ったようないろいろな広報その他の普及に必要な金と掛け金を徴収するに必要な実費等を、たとえば失業保険で事務代行手数料というものが御承知のようにございまして、こんなようなことも参考にいたしまして必要な手数料を決定したい、こういうふうな考えでおります。

○阿部竹松君 なかなかいま御説明のあったPR等については容易なことではないと思うわけですが、いずれにしてもPRをやって一人でも多く加入者を募つてものにしたければならぬわけですが、手数料は何人募集すると何物やるといふような、請負制度というところとちよと表現が悪うございしますが、そういうようなシステムでやられるわけですか。具体的にどういふふうなことになるのですか。

○政府委員(中野正一君) いま先生が御指摘に

なつたような加入何口に対して何口までは何ぼというふうなやり方も加味して促進に資したいというふうな考えております。

○阿部竹松君 次に御尋ねするのは、これは一年や二年融資するということじゃないわけですから、今度これは融資するようになっておられるわけですが、この基準はどういうことになりましたか。この掛付け金のおれですね。たとえば今日厚生年金の積み立て金とその融資等をめぐって大論争になっておられるわけですね。厚生年金法をつくるときにあまり融資について考えておらなかった。もちろん年金法はつくつた後、法も改正されておりますが、戦時中つくつた法律ですから、いまの経済状態、国の経済が速つておるから、当時はよかつたかもしれないが、いま大問題になっておる。そういうような事故のないように万全の処置を講じてあるとは思いますが、そういう点はいかがですか。

○政府委員(中野正一君) 先ほどちよと御説明申し上げましたが、四、五年で大体三千万ないし四千万、どのくらいの金になるか、これはいろいろな計算がございまして、大体四、五年後で二百億程度の掛付け金が集まるのじゃないか。先ほど申し上げました労働省のやつております共済事業団が今年で大体約二百億の積み立てになつておると思つて、まあ労働省の退職金共済事業団の例を申し上げますと、これも掛付け金のうちの一部をいわゆる還元融資をするという規定が法律にございまして、三十九年から還元融資を始めました。そして百億の積み立て金のうちで、そのうちの約一割の十億を三十九年度で還元融資をするということをやつております。この小規模共済事業団におきましても、第四十二条にございまして共済の契約をした零細企業者でございまして、あるいは「主として共済契約者を直接又は間接の構成員とする事業協同組合その他の団体」、したがって、契約者とその契約者を主としたメンバーにしている事業協同組合等に対して、事業に必要な資金を貸し付けるといふこととございまして、もちろん先ほどお話の出ておりました転業資金であるとか、再建資金と

かいうようなものだけでなくして、たとえば災害復旧資金とか、その他一般の事業資金というものも貸し付け得るわけでございませう。ただこれは、この法律にもありますように、本来の事業団の「業務の円滑な運営を妨げず、かつ、事業団の資産の安全で効率的な運営を害しない範囲内で行なわなければならない」という規定もございませう。それでいまの段階では、大体この余裕金が還元融資を行なえるような規模に達した時期、大体これは二、三年後に考えておりますが、二、三年後には大体全体の積み立てた余裕金の少なくとも一割程度は還元融資をしたいというふうに考えております。

○阿部竹松君　そこで、長官の御説明にもあった、四十二条に還元融資の点が明記されておる。しかしこの法文からいくと、金がたまらぬことにはだめなのです。長官おっしゃるとおり、三年ないし五年くらいかかるでしょう。そのとき初めて基礎ができ上がったときに融資できるような金額が出てまいりますので、融資する。しかし、融資を受ける資格者は相当数おるわけですから、なかなか希望どおりにいかない。そうしますと、一方は、三十年かけて、やめたときには百万だというような希望の人もおるかもしれませんが、業者ですから、やはり反面何とか融資を受けたいという希望を持っている人もあるかもしれない。そうすると、基準について非常にめんどろな問題が起きてきかねかというふうな気がするわけですね。その場合の交通整理はどういうことになつていくわけですか。

○政府委員(中野正一君)　これは確かに先生御指摘になったように、なかなかむずかしい問題でございませう。ただ、御承知のように、中小企業これは一種のやはり、還元融資は、金融でございませうから、金融関係については、たとえば零細企業の金融としては国民金融公庫、中小企業には中小企業金融公庫、あるいは組合関係については商工中金、それぞれの政府関係の金融機関もございませうので、そういうものとそういう事業団もタイ

アップして事業を進めていきたい。ただ、主としてこれは小規模企業者がメンバーでございませうから、最高限はある程度切つて、なるべく多くの人に行き渡るようにしたい。御承知のように、国民金融公庫が主として零細企業金融を扱っておりますが、これは一件の貸し付けの最高金額が三百万円でございます。最近引き上げまして、いままでは会社が二百万円、個人企業が百万円であったものを、三十九年二月に、両方二百万円に引き上げ、さらに今年四月、両方三百万円にいたしました。これはなお三百万円では低過ぎるので上げてくれという要望もございませうが、実際に国民金融公庫から借りた人の平均金額は幾らかというところ、五十万円に満たないわけですね。四十何万でございませう。一件当たり、それほど零細なやりの金というものが実際に順調に借りられるということになると、非常に零細企業者というものは助かるというところが実態じゃないかと思つて。そういうことで、できるだけ広く、しかし有効な金が使えらうようにということで、基準等は十分に考えていきたいと考えております。

○阿部竹松君　この四十二条の二項ですね、「効率的」とか、運用を害してはならぬとか云々、こう書いてありまして、そこで、融資をしなければならぬということになつておるわけですが、こういう点は、当事業団みずから認めればそれでけっこうなものか。それとも通産大臣の認可等があつて初めて、その積み立て金と運用資金というのが初めて明確になつたところで始まるものかどううかというところ。

それからも一つは、大体、さいぜんもお尋ねしました。融資にあつて大ぜいの人の申し込みに受けた場合に、もう一度お尋ねしておきませうが、どこでそれが裁定をしてその融資をするものか。同じような条件の人がたくさん出てくるわけですね。いま局長のおっしゃる通りに、三百万戸、これが三百万人が三分の一でも百万人、そのうちの有資格者が十分の一にしても十萬という数字になりますので、これは容易でないことになると

ような気がしますが、その点はいまからお考えになつておかぬとあとで問題になるわけですから、もう一後明確にお示し願いたいと思つております。

○政府委員(中野正一君)　これも還元融資についての貸し付けの条件、運用等の基準ですね、たとえば最高額を幾らぐらにするとか、金利をどのくらいにする、それから保証金を取るか、あるいは償還の期限がどのくらいかというふうなことは、全部事業団の業務方法書というものでございませう。通産大臣の認可を受けさせることにいたします。それからどの程度でございませうか、中小企業者の退職金事業団のほうで見ますと、昨年是一年間に十億円程度のものを還元融資するというところにきめておられますが、これも計画を毎年つくつて通産大臣の認可を受けるということにございませう。いま先生の御指摘のあつたような点については、この基準をつくる際に十分配慮して万全を期したい、こういうふうな考えでおります。

○阿部竹松君　十分配慮はわかりませんが、それはどこでおきめになるわけですか。この法律には、還元融資云々といつて四十二条の二項と、ここに出ておられますが、条件はどこでおきめになるわけですか。ただいままでの御答弁では、十一月でやめた人は、掛け金全部没収、三十五ヵ月までは金利をパーにする、こういうふうな、片方は、かける人はきついつけがあるわけですね。したがって、融資をする場合等において、たとえば政府出資の、政府融資の開發銀行、こういうところよりは金利が安くしてかかるべきだと思つておられるわけですか。

○政府委員(中野正一君)　これは事業団のほうで規定をつくつて、そうして通産大臣の認可を受けるといふことになっておられます。確かに、もちろんこれは融資先は、小規模事業者で事業団と共済契約をいたした者か、あるいはそれを構成員としておられる団体ということにございませうが、非常に金が少ないような場合には、たとえば先ほど言いましたように、事業資金といつても、そのうちで

たとえば再建資金等に重点を置くとか、そういうような基準については、いま言った金利であるとか、この償還期限であるとか、それから、そういう条件だけでなく、運用の基準等につきましても、これは通産大臣の認可を受けさせてそういうものについてはやりたい、こういうふうな考えでおります。

○阿部竹松君　その貸し付けのほうもあまり役に立たぬということになると、また、さいぜんの話になりますが、この中小企業の退職金のほうは、比較的初めがよくて最後が悪いわけですね。これは逆なんですね、退職金共済制度を見ると、しかし、そうしてみると、この退職金制度のほうがいいような気がしますがね。中で大事に取り扱つてもらつておられるわけですから、とても三十年かけている人が、結局、いまのお話を聞くと、多くなるような気がする、なかなか融資を受けられませうから。融資を受けて融資の恩恵に浴せうということになれば、しし管々として二十年、三十年つとめて掛け金をしまして、やはり最後にもう以外に方法がない。融資を受けて若干でも恩恵にあずかるという人は百分の何とか、千分の何とかになつてしまふというところがあります。そうすると、その論であれば、中小企業退職金共済制度のほうがいいような気がする。三十年かけて百万もらうのだったら、銀行預金にしてもこれより分がよくなりませぬですか。

○政府委員(中野正一君)　先ほど先生の申されました百四十万が三十年でもらえるじゃないか、これは御指摘のとおりなんです。これは月に千円かけたときの計算になつておられます。かりに、この制度で最高は月五千円にございませうが、そうすると、これの五倍で約五百万円というところになるわけにございませう。それから小規模共済制度と労働省でやつておられます中小企業退職金共済制度、これを比べてみますと、いま御指摘のあつたように、一年から八年目ぐらまでは、私のほうの小規模共済制度のほうの率がよくなつておられます。それからずっと長期のものになると、小規模

企業共済制度のほうが退職金の共済制度よりも率が悪い。ちょっと数字で申し上げますと、三百六十カ月、すなわち三十年かけた場合に、払い込み金の、掛け金に対して何倍になっておられるのかという数字を御参考のために申し上げますと、小規模共済制度のほうは、払い込みに対して支給される共済金は三・一八倍でございます。それに対して、中小企業退職共済制度のほうだと三・二三倍というところで、これはもちろん、先ほど申し上げました補助金がつきますので、そういうような関係がおもな理由でございますが、こういうことになっております。ただ非常に短い期間でやめた場合は、これは小規模共済制度のほうが有利になっております。たとえば一年未満はかけ捨てで、それから一年から二年の間は、大体半分くらいはかけ捨てで、二年から三年は、元本という中小企業退職共済制度になっておりました、私の方よりもやや不利な扱いになっておるわけでございます。

それから先生が御指摘になりましたように、確かに還元融資で潤う分も相当少ないじゃないかと、御指摘のとおりでございますが、何と云ってもやはり共済制度は、適切な運用で必要な共済金を支払えるような仕組みしておかなければいけません。したがって、これで集まった金は、国の責任において最も安全有利な方法で運用するというところで、余裕金は大部分をたとえば商工中金債を買うというようなことによつて、この集まった金は必ず中小企業にこれが広い意味で還元されるということを考えておるわけでございませう。集まった金の一割ないし二割という金をほかに、今度は商工中金なんかを通じて還元するというようなことでなくて、契約者御自身に直接にもその一部の金を還元しよう、こういう趣旨でございます。

しては、とても長官、幅が広がって、きょうやあすで上がりませぬよ、そこまで論議を進展させるなから、しかし、あなたがたまたま持っている数字はどこから出したかわかりませんが、これは同じだね。そうすると、私の言わんとするところは、三十年、月千円でかけて百四十五万五千六百四十四円です。それでこちらのほうがいい、論議している法律のほうが安いわけです。中が高いからいいではないかというあなたのお話ですが、この還元融資を受けて助かる人は非常にありがたいけれども、還元融資をしていただいて、企業が倒れるところを共同で金を借りて企業が助かった人は喜ぶかもしれないけれども、しかし実際問題として、そういう融資を受けられる人は、先ほど申し上げたように何千分の一か何万分の一ですよ。そうしますと、三十年しし管々としてかけた人が、同じ共済制度であっても、退職金共済制度のほうが有利である、大多数の人が有利なような扱いを受ける、こういうことになるわけなんです。ですから、これはいかぬのじゃないですか。

○阿部竹松君 とも集まった金は、商工中金債等を買うから、そこで商工中金が助かるから結局大局的に見ていいではないかという大きな大きな話になっては、この法律はとも論議できない。この法律の相手とする対象が直接どうなるかということ、日本の国がどうなるかという話まで発展しては、とても長官、幅が広がって、きょうやあすで上がりませぬよ、そこまで論議を進展させるなから、しかし、あなたがたまたま持っている数字はどこから出したかわかりませんが、これは同じだね。そうすると、私の言わんとするところは、三十年、月千円でかけて百四十五万五千六百四十四円です。それでこちらのほうがいい、論議している法律のほうが安いわけです。中が高いからいいではないかというあなたのお話ですが、この還元融資を受けて助かる人は非常にありがたいけれども、還元融資をしていただいて、企業が倒れるところを共同で金を借りて企業が助かった人は喜ぶかもしれないけれども、しかし実際問題として、そういう融資を受けられる人は、先ほど申し上げたように何千分の一か何万分の一ですよ。そうしますと、三十年しし管々としてかけた人が、同じ共済制度であっても、退職金共済制度のほうが有利である、大多数の人が有利なような扱いを受ける、こういうことになるわけなんです。ですから、これはいかぬのじゃないですか。

ね。こちらには七千万円の資金と事務補助費しかないのその差がつくわけですか。こちらのほうは、十一カ月かけても十二カ月目続かなかつたら全部没収でしょう。それから三年未満という話がありますが、これは三十五カ月間は無利子でしよう。そうすると、初め、スタートもやはり違うのじゃないでしょうか。たとえば十一カ月も没収、三十五カ月三年未満、これは金利一銭もつかない、こういうことですか。スタートも違うのじゃないですか。

○阿部竹松君 補助金云々ということであり、確かに補助金は一方にはついておるわけですが、こちらには七千万円の資金と事務補助費しかないのその差がつくわけですか。こちらのほうは、十一カ月かけても十二カ月目続かなかつたら全部没収でしょう。それから三年未満という話がありますが、これは三十五カ月間は無利子でしよう。そうすると、初め、スタートもやはり違うのじゃないでしょうか。たとえば十一カ月も没収、三十五カ月三年未満、これは金利一銭もつかない、こういうことですか。スタートも違うのじゃないですか。

けにいかぬのですか。この種のまことに——こういう企業ということになっておりますが、まあ家内工業であり、零細企業であり、おそろく何々企業などという筋合いのものでなろうと思う。こういう諸君が対象なんですから、あまりきびし過ぎるような気がしますが、この点はいかがですか。

○阿部竹松君 十一カ月、三十五カ月、没収、無利子、これはわからぬでもないですが、これは十一カ月かけても、十一カ月の金利など出して元金全額初めから返却するぞということになったら、事務費が膨大になってとんでもないことになるから、没収する意味はわからぬでもないわけですがね。しかし、十カ月三割没収とか、あるいは一年は無利子とか、二年目から利子をつけるというようなわけにいかぬのですか。この種のまことに——こういう企業ということになっておりますが、まあ家内工業であり、零細企業であり、おそろく何々企業などという筋合いのものでなろうと思う。こういう諸君が対象なんですから、あまりきびし過ぎるような気がしますが、この点はいかがですか。

内容であるならば、これは場合によれば、一人、月五千円投資信託に持つていたり、あるいは場合によれば保険かけたら、もしかのときはこれは金額もらえるわけですから、そのほうが有利だといふような意見が出てくるんじゃないかというふうな気分がするんです。だからこの点、趣旨としては、苦肉の策というか、決して悪くはないんですよ。ところが、実際かけた額に対する支給という問題を考えれば、これは一般の退職金制度とかあるいは年金制度とかと比較した場合に、実に、何といひますか、いいことじゃないんです。たいへんなんだ、これは。先ほど阿部先生言われたように、掛け金から考えて、戻ってくるときには、まあ最終的には三・一八とかいう比例を出されておられますが、だからこの点、こういうものを零細企業者の諸君がぜひつくりたいということ、は、少なくとも政府助成というか、そこに大きなウエートを持つてもらいたいという希望の中から私は出ておると思うんです。自分たちがかけて、そしてそれがもらえるときにはわずかな利子で、だからこの金を、最終的には四百九十何万というふうな金を、投資信託なりあるいはその他で運用した場合に、三十年間の間だったらあるいは利益がそっちのほうが多いかわからぬと思うんですよ。そういう意味におきましては、いま直ちにこれは無理といたしまして、相当やはり政府の助成というものが加わらなければ、零細小規模企業者の諸君はそうありがたいと思つておるんです。

それと同時に、先ほど長官から言われた国民金融公庫の問題も出ておりましたが、これはひとつ実態をもつつかんでもらいたいと思つておるんです。長官は、百万とか二百万限度になっておられますけれども、実際は借りるのは四十万あるいは五十万までだと、こういうことを言われておるけれども、これは借りようとしても貸さないんです。たいてい五十万の申請をした場合に、二十万なり二十五万で押えられますよ。これは百万の申請をしたときには、とつてもたいへんです。これは担

保を入れよというふうなかつこうで借りられないのですよ。したがって、二十万なり三十万なりの程度でしんぼうせざるを得ないというのが現状なんです。それを、いや、実は百万、二百万に限度を上げましたと、こういうような話をしておるけれども、事実それだけ出しても地方において国民金融公庫が貸すか。大体百万までが支店長の権限ですか、二百万になれば本店権限になるのです。こうなっているけれども、審査されたときに、とつてもたいへんだということ、そんなものぐつと切り下げられて、五十万借りたければ、二十万か三十万しか実際には借りられません。そういうこともあわせて実態を把握しなければ、そういう阿部先生の質問に対して、長官が軽く答弁されているけれども、実際はそうではない。したがって、この法案の趣旨から考えて、必ずしも悪い法案ではないけれども、相当中小企業に対するいろいろな方策から、共済制度もつくりたいということ、けつこうだと思つておる、事実上その金の運用というものは、零細な諸君が月五千円掛け金した場合に、それに見返るものやつぱり頭の中に置いておると思つておるんです。それが、さつき言つたように、一年間は切り捨て、それから八分通りの還元だ、二十年なり三十年なりしたときにこれくらい率でこれがもらえる、こうなれば、退職金制度と年金制度の形がごつちやになつていくのじゃないか。だから、恩給とか年金は相当助成があるから、わずかかけても毎年もらえるわけなんです。退職金は一時金ですから、自分たちがかけてももらって、企業者は、まあ自分たちが企業をやっているのだから、そういう退職金はもらえないにしても、掛け金に対するいわゆる還元額というものは、もつと大きくなければならぬ。そのためには、やつぱりこの法案をつくるために大きな助成を加えなければ一般企業者はたいへんだと思つておるんです。いい法律をつくつてもらつたけれども、実際入つてやるとすれば、それをもつて計算すれば、あまりありがたいがらない。五千円の金があればほかへやつたほうがいいという

感じが起るのじゃないか、こういう感じがしますが、基本的にこの法案をつくられた趣旨から考えて、どうお考えになりますか。

○政府委員(中野正一君) いま向井先生が御指摘になつたような点も、われわれ案をつくる際にはいろいろ考へたわけでございまして、結局まあこのような制度になつたわけでございまして。一応、弁解するわけはございせんが、既存の保険とか共済制度に比ばましてどういふような利点があるかというふうなことを、これはいろいろこの制度をつくるに、中小企業者の皆さんにも御説明したのですが、いわゆる既存の保険とか共済制度では、廃業のときに金がもらえるという制度がないから、それをひとつ考えてほしい、それから、同時に、やはり退職という点もこれに準じて、それも零細企業主自身にはないから考へてほしい。もちろん、そのほかの年金制度とかいろいろな制度は、これはみな一般国民として利用できるわけでございまして、そういうことがひとつ、それから、この給付金は、法律にもございまして、確実本人に渡るように、要するにそれを譲渡したり、それから担保にしたり、あるいは差し押えたりすることはできないという法律の規定がございまして、確実に何年か先に、自分が廃業なり退職したときには、これだけの金が必ず入るという保証があるわけでございまして。この点がやはりひとつの利点というか、まあ皆さま方に喜ばれている点じゃないかと思つておるんです。

それからもう一つは、利回りの点は、確かに金銭信託とかなんとかに比べれば劣ります。大体七分二厘程度の利回りになっておりますが、しかし、これも考へてみれば、非常に長期にわたつて高い利回りの、しかも国がこれを安全に確保なものとして保証しておるというところは、ほかにはまあないのじゃないか。ただ、保険といふと、保険は満期になつた場合は非常に運用利率が低いわけでございまして、もちろんこれはそれまでに事故が起つたら満額もらえるわけでございまして。大体普通の保険は、運用利回りは満期になつ

た場合は五分程度になっております。したがつて、満期の給付はこの保険よりはいいと、こういうようなこともあるわけでございまして、しかし、根本的にはやはり先生が御指摘のように、せつかくこういうものをつくるんなら、国がもう少し助成をすべきじゃないかという要望等があつたことはあるし、また、これからも出てくることは確かだと思つておるから、今後はこれをもう少し零細企業者に最も喜ばれるような制度にしていくということが、やつぱりつとめじゃないかというふうな考へております。

○向井長年君 もう一つ。長官ね、この法律の立法精神と、先般決定いたしました信用保険法ですか、の改正、これのいわゆる二つの立法精神がね、趣旨が相矛盾してゐるんじゃないか。これはまあ転業といふことを頭へ置いて、若干そういうことも頭へ置きつつこういう共済制度をつくるわけです。前の貸し付けの場合には、三年間絶対だめだと、同じ業種をやつてなけりや貸さないんだと、こういうことになつておるわけなんです。これはね、まあ法律の性格が違ひますけれども、しかし中小企業者として、一方においては転換しないでその方向をとつていきなさいと、そうすればこういう道も開かれるんだと、こういう形になつておるし、こつちは、転業する場合にはこういう制度を行なうんだということですが、これはいわゆる精神上の問題ですがね、実際上はそういうことはあり得ると思つておるが、そういう問題について、いわゆる相矛盾するような感じを受けるんです。いかがですか。

○政府委員(中野正一君) その点は、確かに先生が御指摘になつたような見方ですけれども、そういうことになるとなるかと思つておるが、私どもの気持ちでは、やはり零細企業者といふものは、今日のような、労働需給状況が変つてしまつて、しかも、労使関係等もだんだん近代化されたものにならないうちもやつていけないと、安い賃金で経営を安易な気持ちでやつていくというふうなことは許されないうような、非常にきびしい経済情勢にどんどんなつ

ていつてるわけでございますね。その意味において、零細企業等はいわゆる激しい経済情勢の変化に対応できなくて転落していく——転落と言うと悪いんですが、転業なり廃業を余儀なくされていくという事は事実であります。また、相当今後そういう問題が出てくると思えます。しかし、零細企業なり小規模企業なりに、その経営というものを合理的なものにすればまだ十分やっていると、零細企業として成り立ち得ると、こういうふうにももちろんこれは業種業態によつていろいろ情勢は違いますが、そういうことがわれわれの基本的な考え方でございます。したがって、政府としては、そういう小規模企業なり零細企業が経営の合理性を持って、十分激しい情勢の中でやっていると、まあお手伝いをするというのがわれわれ政府の役目じゃないかということをお考えまして、先ほど御指摘の信用保険制度を改善しまして、そういう零細な方々も、健全な経営を営々とやっておられるものについては、担保とか保証人とかいうようなやましいことを言わずに金を貸す方法を——必要な資金を融通できるようにする方法をこの際考えようじゃないかと、それによつていまやっておられる営業というものができただけ合理性を持ち、また情勢の変化に対応できるように、ひとつみずからの力でもって事業内容を改善していただきたい、その金を融通するという事は当然これはやはり必要なんじゃないか、できるだけそれは、企業は企業としてやれるように御自身でやっていたら、これが基本だろーうと思ふんです。したがって、それはもう十年なり二十年なり自分のやっている仕事、あるいはまた違った仕事に移られても、やっていくのを助ける。しかし、そういうふうにはやりませんが、やはり転業とか廃業あるいは退職というふうな事になつていく場合が相当多いわけでございますから、それに対する一つの制度としてこういう共済制度を考えよう。もちろんこれは基本的に非常に、今後経済情勢が激しくまた変化して、そういういわゆる転業というふうな問題を、国の政策

としていかに円滑にやっていると、そうしていわゆるこのわが国の経済の順調な発展をさせるために、そういう既存の業者の転業、廃業について、いろいろ制度なり対策をやらなければいかぬという事は、これは別個の問題としてあります。これは私は今後の問題として、これだけの制度だけでなくて、政府として今後大いに考えていかなければならぬ、こういうふうな考えております。

○阿部竹松君 中小企業においては、従業員が役員であつたり、役員が従業員になつてるところがたぐさあろうかと思ふます。そうすると、一方において、中小企業退職金の共済法案があつて、そのほうのお世話になつてきています。一方では、たゞいま論議されているこの小規模の共済法案がある。これはダブる人が出てくるのじゃないか、両方に入る人が出てくるという問題も起きてこようかというように、まあ法の施行の場合にあつて考えられる。ですから、これはそういうのを一本にして、どちらか一方しか入れませんよと、役員の身分使つると、従業員の身分使つると、両方入るのはいけませんよというふうな事は、この法律の中にならぬようですか、これは当然そういうふうなダブるケースがあるというように考えられる。ですから、これは一本に規制せいと申すても、これは二本出さずまへ上それではできませんという事に御答弁が相なるかと思ふます。しかし、こういうそのダブつた場合の問題をどうお考えになつて、どう御処置にならうとなさつておられるか、こういう点をお伺いいたします。

○政府委員(中野正一君) いま御指摘がございましたように、小規模企業において役員が従業員になる、あるいは従業員が役員になるというケースが確かにあるわけでございますが、これは現在の制度でいいますと、先ほどちょっと御説明申し上げました税法上の扱いが、中小企業の退職金共済制度では、掛け金が損金扱いになる、それから特にその給付が退職所得になるという事になつております。今度はこつちのほうの小規模共

済のほうは、掛け金は生命保険料の控除の中で見る。それから特にこの共済金、すなわち給付金は、これも生命保険と同じような扱いの一時所得という事で、退職所得と一時所得では相当税法上の扱いが、御承知のように、退職所得のほうも、もつたほうから言うると有利になるのでございます。そういう差もございまして、ちょっといまこれを、先生御指摘のように、小規模共済制度と中小企業退職金共済制度との通算制度を何か考へたほうがいいのじゃないかと、これは考へてみたわけでございますが、そういう税法上の差等の問題もございまして、現在はまだそういう制度をとるところまで至つておりませんが、この点については、共済制度の主務官庁であります労働省と、目下いろいろと、目下いろいろ相談をいたしております。ぜひこれは何とか、これに加入される方の便宜のために、前向きの方で検討しようという事でございまして、至急これは十分検討して考へてまいりたいと思ひます。

○阿部竹松君 それは、委員長を例にとつて申し上げたいへん恐縮ですが、豊田商事に働いてる場合は従業員で、お隣の中野商事に行ったところが、理事が役員であるというふうな事は、これは中小企業にはたくさんある例ですね。ですから、その場合ですね、両方のお世話になると思ふ、これはこの法はこれは認めておられるわけですね。

○政府委員(中野正一君) 現在の制度では別々の制度になつておりますので、こつちの従業員から私のほうの——今度A商店の従業員からB商店の役員になるというふうな場合には、一回従業員としての退職金をもらつて、そしてこちらに移つて、またこちらで小規模共済のほうの共済制度に入るという事で、それは御指摘の、それを通算したほうが本人のために非常にぐあいいいじゃないかと思ふことは、現在の制度ではそういう制度になつておらぬわけでございます。今後これは考へていかなければならぬ問題であります。

○阿部竹松君 そうすると本案は、きょう委員

会上がって、明日日本会議で議決すると、明日日から発効することになるんですね。そういうことになりませんか。そうすると、この前にできた法律があるわけですから、こつちのほうをやめて向こうのほうに加入するというわけにいきませぬけれども、向こうのほうの法律という事は、私のさしておるのは中小企業の退職金共済制度ですね、向こうのほうはおやめにならなければこつちに入れぬと、そういうことに相なるわけですか。

○政府委員(中野正一君) 従来の共済制度に入つておられる人は、これは従業員として入つておられる人は、これは従業員として入つておられるわけでございますから、かりにその人がやめて今度別のところに移つて、今度はその会社の役員になつたというふうな場合は、今度の共済制度、小規模共済のほうに入れるわけでございます。したがって、従来から入つておられる方は、そのままこれは差しかえないわけですね。

○阿部竹松君 そういふ意味でないのです。私の言ふのは、さいぜん委員長並びに長官の例を申し上げたいへん恐縮でしたが、中野商事に行つて従業員として働いておられるわけですね。しかし一方、豊田商事のほうに、理事長であるか理事であるかわからぬけれども役員になつておられるわけですね。一方、そちらに行つて中野商事の従業員だから当然退職金共済のほうのお世話になつておられるわけですね。ところが、この法律が明後日から施行されるわけですから、今度そつちに行つて、そちらのほうに私は重役であるといつて入ることができると、それができるかどうかということ、それから、ダブルプレーができるかどうかということ、それから私は、この法律にも国から補助金を出せと、こつちも言つておられるわけですから、そうすると、こつちは従業員が国から補助金をもらつておられる、徴々たるものであつても、こつちは役員だからといつてまた補助金をもらつて、それができるとすれば私の論争がつじつまが合わぬという事が一つと、それから、継続といふことを申し上げましたが、こつちに移行する場合には、三年間の積み立て金、中身が違ふから不可能だと思ひますが、今度継続

といふことは、いままで五年入つていたのを今度は六年目までこちらのほうに入つてくるのか、そういうことになりませう。

○政府委員(中野正一君) 先ほど私ちょっと御質問の趣旨を取り違へまして失礼いたしました。あとで申されました、前に従業員が何年間かかけておつて、今度はやめてほかの店の役員になつたといふような場合に、その前にかけておつた年数とこれからかける年数を通算できるかという御趣旨につきましては、先ほどお答えいたしましたように、税法上の扱い等の差があつて現在は別々の制度になっておりまして、通算制度はいまのところは考へておりません。法律の規定ございませぬ。

しかし、これは将来の問題として考へる。それが前にも申されました、A商店の従業員と同時にB商店のほうは役員をしておつたというケースもあるかと思ひますが、この場合は、両方の制度を利用できる、別々の制度でございまして利用できるということになっております。特に、従業員として働いておる場合は、自分がかけるのではなくて、その店の主人なり会社で退職金共済のほうはかけてくれるわけでございませぬから、これは差しかかえないわけでございませぬ。前に御指摘になつたような場合、ただ、二つ以上の会社の役員をしておる場合には、これは同じ制度の中でございませぬので、これはどつちか、A商店の役員として入れればB商店の役員としては入れない、こういう制度に実はなつております。従業員と役員の場合には差しかかえない、こういうことになりませぬ。

○委員長(豊田雅孝君) 速記とめて。

○委員長(豊田雅孝君) 速記とめて。

○委員(豊田雅孝君) 速記とめて。

○阿部竹松君 いままでの質問の過程を、大臣がお留守だったので、突然お尋ねしてピントが合わぬかもしれないけれども、長時間にわたつて長官にお尋ねして、大体法律の内容を理解することができました。最後に、二点残つた点についてお尋ねしておきたいわけですが、この法律の五十八條に「掛金及び共済金の額は、少なくとも五

年ごとに、共済金等の支給に要する費用及び運用収入の額の推移及び予想等を基礎として、検討するものとすべし」と、この五十八條の条文があるわけですが、これはどの点とどの点とどの点と五年ごとになさるわけですか。たとえば、いままでいろいろ問題になつた、と申し上げても、ちょうどおられなかつたのでわかりませぬでしようが、まあ額の問題とか国の補助の問題とか、いろいろ問題を出して長官にお尋ねしたわけですが、それから、いままでいろいろ問題になつた点が、五年ごとに論議されるものかどうかということが第一点と、その次お尋ねしたいことは、この法案とやや似たような共済法案が、中小企業退職金共済法という法律が五年前にでき上がつておりまして、これも五年ごとにやるといふことに、こういう条文でやることになつておりました、ことしから五十年目まで、ことしやられるものかどうかというのと、もしやられた場合の結論に、この本法も右へならえするものかどうか、あわせて三點です。

○国務大臣(櫻内義雄君) 第五十八條の、少なくとも五年ごとに検討するといふ検討事項は、ここに書かれております掛金及び共済金等の額はもとよりでございませぬが、全般的に少なくとも五年ごとに検討をしていきたい、こう思ひます。

それから中小企業の退職金共済制度のほうにつきましては、現在労働省では検討中であるそうでございます。お話を、このほうの結論が出たときに小規模企業共済法のほうはどうするかということにございませぬが、五十八條に「少なくとも五年ごとに」と、こうなつておりましたので、退職金共済制度との均衡上考へなければならぬ点がございませぬ。さうして検討することについては、私としてはやぶさかではございませぬ。

○阿部竹松君 ところで、私のお尋ねしたいことは、中小企業退職金共済制度は、ちょうど立法以來五年になつて、ことしが検討する時期になつておるわけですが、このほうも五年ということになりませぬかと、昭和四十四年ということになるわけですか

ら、それまで待つのか。これと類似の法案で同じ種の対象される層のための法律であるから、五年間たなければ経済状態が変わつてもやらないのかどうかということをお尋ねしてはいるわけですが、なぜかならば、来年改正する法律をいまから御答弁いただくわけにいきませぬけれども、「五年ごとに」と明確に出しておりましたので、あるいは若干手直ししなければならぬということであつても、五十八條という規制に基づいて、五年たたなければ直さないものかどうかということなんですか。

○国務大臣(櫻内義雄君) ただいま私のことばが不十分で恐縮でございませぬが、これは「少なくとも五年ごとに」と、こうなつておりましたので、はつきり五年五年と、こういうふうには解さなくてよろしいかと思ひます。しこうして、この退職金共済制度のほうの検討は、現に労働省のほうでしておりました、それとの均衡上必要がございませぬれば、五年以内でありませぬ、私としては、これは手直しをするなり検討をするなりすることについては、これは当然やるべきではないかと、こう思ひます。

○阿部竹松君 重ねてお尋ねいたしますが、長官のお説明によると、これは保険でもありません、あるいはまた貯蓄制度でもございませぬ、純然たる共済制度でございませぬ、という御答弁なんです、この内容をだんだんと承つてみますと、どうも中小企業退職金共済制度よりも歩率が悪いことになる。もちろん退職金制度のほうは、純然たる従業員ということになつておりました、この法案の対象は、役員ということになつておりましたから、若干、対象される階層が生活程度においても上かもしられませぬけれども、現実の問題として、役員という名前ももつておるけれども、家内工業的な役員もおりますので、ある場合においては、従業員より苦しい生活をしてる者があるやもわからぬわけですが、にもかかわらず、一方は、政府の補助金、助成をもらつておるわけですが、この法律によりませぬと、四千万の出資と三千万の事務

補助費、合計七千万しか政府の恩恵に浴しておらぬ。これはどうもいけませんというところで、長官にお尋ねいたしましたところが、努力をいたした、大蔵省に対して大臣が折衝してくれただけで、なかなか目的を達することができません。こういう御答弁がありました。そこで、論議の中身をつらつら判断してみたときに、これは十一月までかけた人は、一銭ももらえぬわけですが、没収です。それから三十五万かけた人は、金利を一銭ももらふことができない。したがつて、二十一年あるいは三十年かけて百万円もらふ人は、これは十一月か月間かけた没収と、それから三十五万の無利子の金が該当されるといふ、端的に申し上げれば、きつめて残酷な法案であるといふように考へるわけですが、趣旨はけつこうですから、これは賛成しなければなりませんけれども、そういう点について、最大の努力をいたしました、という長官の御説明をいたしておりましたけれども、当該大臣として、この法案の自後の扱い方についての御答弁をいただいて、私、質問を終わらしていただきます。

○国務大臣(櫻内義雄君) 本制度が不十分であつて、まことに恐縮に思ひます。中小企業庁の長官よりお答えをさせましたとおりに、私としても、大蔵当局との折衝に最善を尽くしたつもりではございませぬが、何といたしまして、各種の施策の中で、新規に取り上げる施策というものについては、なかなか認識を得られないという点があつたわけでございませぬ。私としては、不十分でもございませぬが、しかし、何しろこういう制度が発足をすする、そうしてこれらが実施され、運用されていくうちに、よりよいものにいたしたい。これが偽らない折衝の最終段階の心境であつたわけでございます。今後、御指摘の出資金が四千万、事務費の補助三千万、こんな程度ではどうにもならぬではないか、ごもっともだと思ひます。私としては、出資金をさらに増額をしてみたい、かように考へて、運用による効果もねらいたいが、かように考へて、いろいろなわけでございますが、いずれにいたし

た、それまで待つのか。これと類似の法案で同じ種の対象される層のための法律であるから、五年間たなければ経済状態が変わつてもやらないのかどうかということをお尋ねしてはいるわけですが、なぜかならば、来年改正する法律をいまから御答弁いただくわけにいきませぬけれども、「五年ごとに」と明確に出しておりましたので、あるいは若干手直ししなければならぬということであつても、五十八條という規制に基づいて、五年たたなければ直さないものかどうかということなんですか。

○国務大臣(櫻内義雄君) ただいま私のことばが不十分で恐縮でございませぬが、これは「少なくとも五年ごとに」と、こうなつておりましたので、はつきり五年五年と、こういうふうには解さなくてよろしいかと思ひます。しこうして、この退職金共済制度のほうの検討は、現に労働省のほうでしておりました、それとの均衡上必要がございませぬれば、五年以内でありませぬ、私としては、これは手直しをするなり検討をするなりすることについては、これは当然やるべきではないかと、こう思ひます。

○阿部竹松君 重ねてお尋ねいたしますが、長官のお説明によると、これは保険でもありません、あるいはまた貯蓄制度でもございませぬ、純然たる共済制度でございませぬ、という御答弁なんです、この内容をだんだんと承つてみますと、どうも中小企業退職金共済制度よりも歩率が悪いことになる。もちろん退職金制度のほうは、純然たる従業員ということになつておりました、この法案の対象は、役員ということになつておりましたから、若干、対象される階層が生活程度においても上かもしられませぬけれども、現実の問題として、役員という名前ももつておるけれども、家内工業的な役員もおりますので、ある場合においては、従業員より苦しい生活をしてる者があるやもわからぬわけですが、にもかかわらず、一方は、政府の補助金、助成をもらつておるわけですが、この法律によりませぬと、四千万の出資と三千万の事務

補助費、合計七千万しか政府の恩恵に浴しておらぬ。これはどうもいけませんというところで、長官にお尋ねいたしましたところが、努力をいたした、大蔵省に対して大臣が折衝してくれただけで、なかなか目的を達することができません。こういう御答弁がありました。そこで、論議の中身をつらつら判断してみたときに、これは十一月までかけた人は、一銭ももらえぬわけですが、没収です。それから三十五万かけた人は、金利を一銭ももらふことができない。したがつて、二十一年あるいは三十年かけて百万円もらふ人は、これは十一月か月間かけた没収と、それから三十五万の無利子の金が該当されるといふ、端的に申し上げれば、きつめて残酷な法案であるといふように考へるわけですが、趣旨はけつこうですから、これは賛成しなければなりませんけれども、そういう点について、最大の努力をいたしました、という長官の御説明をいたしておりましたけれども、当該大臣として、この法案の自後の扱い方についての御答弁をいただいて、私、質問を終わらしていただきます。

○国務大臣(櫻内義雄君) 本制度が不十分であつて、まことに恐縮に思ひます。中小企業庁の長官よりお答えをさせましたとおりに、私としても、大蔵当局との折衝に最善を尽くしたつもりではございませぬが、何といたしまして、各種の施策の中で、新規に取り上げる施策というものについては、なかなか認識を得られないという点があつたわけでございませぬ。私としては、不十分でもございませぬが、しかし、何しろこういう制度が発足をすする、そうしてこれらが実施され、運用されていくうちに、よりよいものにいたしたい。これが偽らない折衝の最終段階の心境であつたわけでございます。今後、御指摘の出資金が四千万、事務費の補助三千万、こんな程度ではどうにもならぬではないか、ごもっともだと思ひます。私としては、出資金をさらに増額をしてみたい、かように考へて、運用による効果もねらいたいが、かように考へて、いろいろなわけでございますが、いずれにいたし

た、それまで待つのか。これと類似の法案で同じ種の対象される層のための法律であるから、五年間たなければ経済状態が変わつてもやらないのかどうかということをお尋ねしてはいるわけですが、なぜかならば、来年改正する法律をいまから御答弁いただくわけにいきませぬけれども、「五年ごとに」と明確に出しておりましたので、あるいは若干手直ししなければならぬということであつても、五十八條という規制に基づいて、五年たたなければ直さないものかどうかということなんですか。

○国務大臣(櫻内義雄君) ただいま私のことばが不十分で恐縮でございませぬが、これは「少なくとも五年ごとに」と、こうなつておりましたので、はつきり五年五年と、こういうふうには解さなくてよろしいかと思ひます。しこうして、この退職金共済制度のほうの検討は、現に労働省のほうでしておりました、それとの均衡上必要がございませぬれば、五年以内でありませぬ、私としては、これは手直しをするなり検討をするなりすることについては、これは当然やるべきではないかと、こう思ひます。

○阿部竹松君 重ねてお尋ねいたしますが、長官のお説明によると、これは保険でもありません、あるいはまた貯蓄制度でもございませぬ、純然たる共済制度でございませぬ、という御答弁なんです、この内容をだんだんと承つてみますと、どうも中小企業退職金共済制度よりも歩率が悪いことになる。もちろん退職金制度のほうは、純然たる従業員ということになつておりました、この法案の対象は、役員ということになつておりましたから、若干、対象される階層が生活程度においても上かもしられませぬけれども、現実の問題として、役員という名前ももつておるけれども、家内工業的な役員もおりますので、ある場合においては、従業員より苦しい生活をしてる者があるやもわからぬわけですが、にもかかわらず、一方は、政府の補助金、助成をもらつておるわけですが、この法律によりませぬと、四千万の出資と三千万の事務

補助費、合計七千万しか政府の恩恵に浴しておらぬ。これはどうもいけませんというところで、長官にお尋ねいたしましたところが、努力をいたした、大蔵省に対して大臣が折衝してくれただけで、なかなか目的を達することができません。こういう御答弁がありました。そこで、論議の中身をつらつら判断してみたときに、これは十一月までかけた人は、一銭ももらえぬわけですが、没収です。それから三十五万かけた人は、金利を一銭ももらふことができない。したがつて、二十一年あるいは三十年かけて百万円もらふ人は、これは十一月か月間かけた没収と、それから三十五万の無利子の金が該当されるといふ、端的に申し上げれば、きつめて残酷な法案であるといふように考へるわけですが、趣旨はけつこうですから、これは賛成しなければなりませんけれども、そういう点について、最大の努力をいたしました、という長官の御説明をいたしておりましたけれども、当該大臣として、この法案の自後の扱い方についての御答弁をいただいて、私、質問を終わらしていただきます。

○国務大臣(櫻内義雄君) 本制度が不十分であつて、まことに恐縮に思ひます。中小企業庁の長官よりお答えをさせましたとおりに、私としても、大蔵当局との折衝に最善を尽くしたつもりではございませぬが、何といたしまして、各種の施策の中で、新規に取り上げる施策というものについては、なかなか認識を得られないという点があつたわけでございませぬ。私としては、不十分でもございませぬが、しかし、何しろこういう制度が発足をすする、そうしてこれらが実施され、運用されていくうちに、よりよいものにいたしたい。これが偽らない折衝の最終段階の心境であつたわけでございます。今後、御指摘の出資金が四千万、事務費の補助三千万、こんな程度ではどうにもならぬではないか、ごもっともだと思ひます。私としては、出資金をさらに増額をしてみたい、かように考へて、運用による効果もねらいたいが、かように考へて、いろいろなわけでございますが、いずれにいたし

た、それまで待つのか。これと類似の法案で同じ種の対象される層のための法律であるから、五年間たなければ経済状態が変わつてもやらないのかどうかということをお尋ねしてはいるわけですが、なぜかならば、来年改正する法律をいまから御答弁いただくわけにいきませぬけれども、「五年ごとに」と明確に出しておりましたので、あるいは若干手直ししなければならぬということであつても、五十八條という規制に基づいて、五年たたなければ直さないものかどうかということなんですか。

○国務大臣(櫻内義雄君) ただいま私のことばが不十分で恐縮でございませぬが、これは「少なくとも五年ごとに」と、こうなつておりましたので、はつきり五年五年と、こういうふうには解さなくてよろしいかと思ひます。しこうして、この退職金共済制度のほうの検討は、現に労働省のほうでしておりました、それとの均衡上必要がございませぬれば、五年以内でありませぬ、私としては、これは手直しをするなり検討をするなりすることについては、これは当然やるべきではないかと、こう思ひます。

○阿部竹松君 重ねてお尋ねいたしますが、長官のお説明によると、これは保険でもありません、あるいはまた貯蓄制度でもございませぬ、純然たる共済制度でございませぬ、という御答弁なんです、この内容をだんだんと承つてみますと、どうも中小企業退職金共済制度よりも歩率が悪いことになる。もちろん退職金制度のほうは、純然たる従業員ということになつておりました、この法案の対象は、役員ということになつておりましたから、若干、対象される階層が生活程度においても上かもしられませぬけれども、現実の問題として、役員という名前ももつておるけれども、家内工業的な役員もおりますので、ある場合においては、従業員より苦しい生活をしてる者があるやもわからぬわけですが、にもかかわらず、一方は、政府の補助金、助成をもらつておるわけですが、この法律によりませぬと、四千万の出資と三千万の事務

補助費、合計七千万しか政府の恩恵に浴しておらぬ。これはどうもいけませんというところで、長官にお尋ねいたしましたところが、努力をいたした、大蔵省に対して大臣が折衝してくれただけで、なかなか目的を達することができません。こういう御答弁がありました。そこで、論議の中身をつらつら判断してみたときに、これは十一月までかけた人は、一銭ももらえぬわけですが、没収です。それから三十五万かけた人は、金利を一銭ももらふことができない。したがつて、二十一年あるいは三十年かけて百万円もらふ人は、これは十一月か月間かけた没収と、それから三十五万の無利子の金が該当されるといふ、端的に申し上げれば、きつめて残酷な法案であるといふように考へるわけですが、趣旨はけつこうですから、これは賛成しなければなりませんけれども、そういう点について、最大の努力をいたしました、という長官の御説明をいたしておりましたけれども、当該大臣として、この法案の自後の扱い方についての御答弁をいただいて、私、質問を終わらしていただきます。

○国務大臣(櫻内義雄君) 本制度が不十分であつて、まことに恐縮に思ひます。中小企業庁の長官よりお答えをさせましたとおりに、私としても、大蔵当局との折衝に最善を尽くしたつもりではございませぬが、何といたしまして、各種の施策の中で、新規に取り上げる施策というものについては、なかなか認識を得られないという点があつたわけでございませぬ。私としては、不十分でもございませぬが、しかし、何しろこういう制度が発足をすする、そうしてこれらが実施され、運用されていくうちに、よりよいものにいたしたい。これが偽らない折衝の最終段階の心境であつたわけでございます。今後、御指摘の出資金が四千万、事務費の補助三千万、こんな程度ではどうにもならぬではないか、ごもっともだと思ひます。私としては、出資金をさらに増額をしてみたい、かように考へて、運用による効果もねらいたいが、かように考へて、いろいろなわけでございますが、いずれにいたし

た、それまで待つのか。これと類似の法案で同じ種の対象される層のための法律であるから、五年間たなければ経済状態が変わつてもやらないのかどうかということをお尋ねしてはいるわけですが、なぜかならば、来年改正する法律をいまから御答弁いただくわけにいきませぬけれども、「五年ごとに」と明確に出しておりましたので、あるいは若干手直ししなければならぬということであつても、五十八條という規制に基づいて、五年たたなければ直さないものかどうかということなんですか。

○国務大臣(櫻内義雄君) ただいま私のことばが不十分で恐縮でございませぬが、これは「少なくとも五年ごとに」と、こうなつておりましたので、はつきり五年五年と、こういうふうには解さなくてよろしいかと思ひます。しこうして、この退職金共済制度のほうの検討は、現に労働省のほうでしておりました、それとの均衡上必要がございませぬれば、五年以内でありませぬ、私としては、これは手直しをするなり検討をするなりすることについては、これは当然やるべきではないかと、こう思ひます。

○阿部竹松君 重ねてお尋ねいたしますが、長官のお説明によると、これは保険でもありません、あるいはまた貯蓄制度でもございませぬ、純然たる共済制度でございませぬ、という御答弁なんです、この内容をだんだんと承つてみますと、どうも中小企業退職金共済制度よりも歩率が悪いことになる。もちろん退職金制度のほうは、純然たる従業員ということになつておりました、この法案の対象は、役員ということになつておりましたから、若干、対象される階層が生活程度においても上かもしられませぬけれども、現実の問題として、役員という名前ももつておるけれども、家内工業的な役員もおりますので、ある場合においては、従業員より苦しい生活をしてる者があるやもわからぬわけですが、にもかかわらず、一方は、政府の補助金、助成をもらつておるわけですが、この法律によりませぬと、四千万の出資と三千万の事務

ましても、小規模企業の経営者が一般の中小企業
の従業員と比較して必ずしもよくないものもある
ということ、御指摘のとおりだと思います。今
後において、この共済法の拡充につきましては、
われわれとして十分努力をして御期待にこたえ
たいと思います。

○委員長(豊田雅孝君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(豊田雅孝君) 速記を始めて。

他に御発言もなければ、本案に対する質疑は終
局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(豊田雅孝君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見の
おありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願
います。――別に御意見もないようでございます
が、討論は終局したものと認めて御異議ござい
ませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(豊田雅孝君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。
小規模企業共済法案を問題に供します。本案に
賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(豊田雅孝君) 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決
すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出す
べき報告書の作成につきましては、これを委員長
に御一任願いたいと存じますが、御異議ございま
せんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(豊田雅孝君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後三時五十六分散会

五月七日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は二月十日)

昭和四十年五月十七日印刷

一、私的独占禁止及び公正取引の確保に関する
法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
の一部を改正する法律案(小文字及び――は衆議
院修正の部分)

附 則

公布の日

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行す
る。ただし、第三十五条の六第一項の改正規定
は、昭和四十年
昭和四十年
同年七月一日から施行する。

四月七日本委員会に左の案件を付託された。

一、東西貿易の拡大に関する請願(第二一九五
号)

一、政府系中小企業金融機関の資金増額等に關
する請願(第二一九六号)

第二一九五号 昭和四十年四月二十六日受理

東西貿易の拡大に関する請願

請願者 長野県議会議長 羽田義知

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第一七三五号と同じである。

第二一九六号 昭和四十年四月二十六日受理

政府系中小企業金融機関の資金増額等に關する請
願

請願者 長野県議会議長 羽田義知

紹介議員 小山邦太郎君

中小企業の健全な成長を図るため、中小企業金融
公庫、国民金融公庫及び商工組合中央金庫等、政
府系中小企業関係の三公庫に対し、いつその資
金増額措置と貸付条件の改善緩和を図るよう強く
要請するとの請願。

理由

わが国経済の高度成長のなかにあつて、中小企業
はその数も多く、過当競争の激化と、加えるに一
連の金融引締めにより、倒産企業は累増し、大企
業との格差はますます増大している。健全で安定

した中小企業の成長がなければ、わが国経済の真
の成長は望めない。当局においても、これら中小
企業に対する施策を逐年強化されているにもか
わらず、業界は依然として、わが国経済の高度成
長の底流にあえいでいる。

昭和四十年五月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局